

【第1回】

# シンポジウム

## 人権教育・人権啓発の

## 現状と未来

報告書

ライブ配信

YouTube公式チャンネル

2020年11月7日(土)

中継会場:東京国際フォーラム・ホールD7(東京都千代田区丸の内3-5-1)

【第1回】

# シンポジウム

ライブ配信イベント  
(東京国際フォーラムから中継)

## 人権教育・人権啓発の 現状と未来

2020年 11月7日(土)

# 117

13:00-17:00

国連が1995年に「人権教育のための国連10年」を開始して以降、世界各国で人権教育・人権啓発の取り組みが進められてきました。日本が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定・施行してから今年で20年。各地の自治体はそれまでの人権行政を活かしながら、この間、どのように人権教育・人権啓発を展開してきたのでしょうか。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控えて、オリンピック憲章に謳われる人権尊重の理念実現が問われている東京で、人権教育・人権啓発の現状と課題を検証するとともに、これからの展望を探るためのシンポジウムを開催いたします。

事前登録制

(締め切り11月4日(水))

無 料

オンライン開催

(YouTubeライブ配信)

手話通訳あり

お申込み・  
お問い合わせ 公益財団法人  
東京都人権啓発センター (裏面参照)

主催：公益財団法人 東京都人権啓発センター  
後援：東京都、東京法務局

第

# 1

部：基調講演



田中 優子  
法政大学総長

### 「自由」を生き抜くために 若者が「人権」を学ぶということ

第

# 2

部：パネルディスカッション①「人権教育・人権啓発の現状と課題」

パネラー 山本 憲幸(東京法務局人権擁護部長)、大久保 哲也(東京都総務局理事(人権担当))、  
阿久澤 麻理子(大阪市立大学教授)、建石 真公子(法政大学教授)

コーディネーター



坂元 茂樹  
(公財)人権教育啓発推進センター理事長  
同志社大学教授

パネルディスカッション②「各地の取り組みから」

パネラー ながや人権啓発センター、(公財)兵庫県人権啓発協会、(公財)東京都人権啓発センター

コーディネーター



友常 勉  
(公財)東京都人権啓発センター理事  
東京外国語大学教授

---

## 目次

---

主催者あいさつ	2
---------	---

小池百合子東京都知事ビデオメッセージ	3
--------------------	---

### 第1部：基調講演

**田中優子** 法政大学総長

「自由」を生き抜くために若者が「人権」を学ぶということ	4
-----------------------------	---

### 第2部：パネルディスカッション

#### (1) 「人権教育・人権啓発の現状と課題」

<b>コーディネーター：坂元茂樹</b> (公財)人権教育啓発推進センター理事長、同志社大学法学部教授 問題提起	14
---	----

・ <b>山本憲幸</b> 東京法務局人権擁護部長 日本における人権啓発・人権教育の現状	16
---	----

・ <b>大久保哲也</b> 東京都総務局理事 (人権担当) 東京都における人権施策の取組 -人権啓発にかかる課題をにらみつつ	18
--	----

・ <b>阿久澤麻理子</b> (一財)ヒューライツ大阪理事、大阪市立大学人権問題研究センター教授 日本という「現場」で人権教育の課題を考える -教育社会学の視点から	20
--	----

・ <b>建石真公子</b> 法政大学法学部教授、日本オリンピックアカデミー監事 オリンピック・パラリンピックと人権	22
---	----

パネルディスカッション	24
-------------	----

#### (2) 「各地の取り組みから」

<b>コーディネーター：友常勉</b> (公財)東京都人権啓発センター理事、東京外国語大学大学院国際日本学研究院教授 問題提起	28
--	----

・ <b>菱田正実</b> 所長 なごや人権啓発センター ソレイユプラザなごや	30
--	----

・ <b>田中宏忠</b> 専務理事 (公財)兵庫県人権啓発協会	32
-------------------------------------	----

・ <b>村岡教昭</b> 専務理事 (公財)東京都人権啓発センター	34
---------------------------------------	----

パネルディスカッション	36
-------------	----

閉会あいさつ	40
--------	----

---

人権連続講座 (全6回) の概要	41
------------------	----

## 主催者あいさつ

(公財)東京都人権啓発センター  
理事長 さえぐさ けんじ 三枝 健二

本日はお忙しい中、弊財団主催の第1回シンポジウム「人権教育・人権啓発の現状と未来」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

開催にあたり、主催者として一言ごあいさつを申し上げます。

皆さまにはすでにご案内のように、21世紀は「人権の世紀」といわれております。

1948年の国連総会で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれた「世界人権宣言」が採択されて以来、わが国も人権が尊重される社会の実現を目指して、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

一方、私たちが暮らす社会に目を転じますと、残念ながら今なお、さまざまな人権侵害が見受けられます。

最近の例で申し上げれば、「インターネット上での誹謗中傷」あるいは「新型コロナウイルス感染症に伴う差別事象」などが散見されるところでございます。

このように、人権を取り巻く環境は、大きく変化するとともに、厳しさが増す状況にあることから、私どもでは、人権に関する教育・啓発並びに擁護に、より一層注力すべきとの思いを強くしているところでございます。

さて、今年国連の「人権教育世界プログラム」の第4段階のスタートの年で、特に若者に焦点を当てて包摂的な社会の実現に向けた運動が、日本を含め、世界規模で展開されます。

また、東京都が「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定す



る契機となったオリンピック・パラリンピック競技大会の開催を間近に控え、まさに「人権クローズアップの年」といえるかと存じます。

こうした観点から、私どもでは、本日のシンポジウムをオリンピック・パラリンピックに向けて昨年度から今年度にかけて実施している人権連続講座のアンカーと位置付け、江戸文化の研究者で、大学において常に若者と接していらっしゃる法政大学総長の田中優子先生の基調講演を皮切りに、公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長で、同志社大学教授でもいらっしゃる坂元茂樹先生にコーディネーターを務めていただき、人権について行政・学術の各分野の識者にマクロな視点からご議論いただく「パネルディスカッション①」と、当財団の理事で、東京外国語大学教授の友常勉先生をコーディネーターとして、全国各地の人権啓発組織で活躍される皆さま方に「取り組みと現状の課題」をご紹介いただく「パネルディスカッション②」という構成にさせていただきました。

併せまして、私どもでは、本日の第1回シンポジウムをレバレッジとして、来年度以降も同様の機会を設けることで、国や地方とも協働しつつ、人権教育と人権啓発の実効性を、より一層高めてまいりたいと強く念じているところでございます。

最後になりますが、向後いかなる環境の下でも、人権が正当かつ確実に尊重される社会の実現に向けて汗をかくことをお誓い申し上げまして、甚だ粗辞ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

# 東京都知事 ビデオメッセージ

東京都知事 こいけ ゆりこ 小池 百合子

東京都知事の小池百合子でございます。

第1回目となりますシンポジウム「人権教育・人権啓発の現状と未来」の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は、日本が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定してからちょうど20年になります。また、来年には、人権尊重の理念の実現を目指す、東京2020大会の開催を控えるなど、人権について深く考える上で、まさに節目の年です。

こうした中で開催される本日のシンポジウムは、今後の人権教育と啓発を展望する上で、大変有意義なものです。

人権とは、誰もが生まれながらに持ち、人間が人間らしく生きていくためにかけがえのないものです。それゆえに、他者の人格を尊重することが、何よりも大切です。

しかし、今般のコロナ禍において、感染者だけでなく、医療現場等で働くエッセンシャル・ワーカーとその家族までもが、心無い言葉を浴びせられ、不当な差別に苦しむ事態が生じています。こうした言動は決して許されるものではありません。

ん。都は、2020年4月に、全国に先駆けて感染者等への不当な差別的取扱いを禁止する条例を制定しました。

また、都は、いわゆる人権尊重条例を制定し、「いかなる種類の差別も許さない社会の実現」を目指していますが、そのためには、全ての世代を対象にした、継続的な人権啓発活動と人権教育の推進が必要です。

本日は、法政大学の田中優子総長に基調講演をいただくほか、各分野の有識者や全国各地で人権啓発に取り組む方々のパネルディスカッションも予定されています。

「人権とは何か」「人権が尊重されるために必要なものは何か」、皆さんも、ご一緒に改めて考えてみてください。

今日のシンポジウムを契機として、全国レベルのネットワークが構築され、啓発活動が一層活発になることを心から祈念いたします。

東京から日本、そして世界に向かって、人権啓発の機運を高めていきましょう。



## 基調講演

# 「自由」を生き抜くために 若者が「人権」を学ぶということ

法政大学総長

たなか ゆうこ  
田中 優子

## はじめに

本日の講演タイトルにある『「自由」を生き抜く』は、法政大学の大学憲章に掲げている言葉です。

私は、2014年に総長に就任した際、持続可能な大学運営を展開するために、長期ビジョン「HOSEI2030」を作りました。その一環として、法政大学において「ブランディング」の意味で用いている「社会との約束」を明確にしようとのことで、大学憲章を制定することにしました。この大学憲章のタイトルが「自由を生き抜く実践知」です。まさに、本日のテーマである「自由」と「人権」、これが法政大学の憲章の柱になっているのです。本日はこの点も含めてお話いたします。

まず、本日の講演の項目をご紹介します。

最初に、私自身の研究などについてです。私は総長に就任する前、社会学部長として社会学部において「社会を変えるための実践論」という題で授業を行っていました。これは、複数の教員を同時に教室に招き、一人一人自らの体験を学生たちに話していただき、それをもとに学生たちがグ

ループに分かれて議論をするという内容です。

この授業の内容をまとめたものを、2014年に『そろそろ「社会運動」の話をしよう』（明石書店）というタイトルで書籍化しました。この経験は私にとって非常に大きなものでした。詳しくは後ほどご紹介いたします。

次に、法政大学の憲章についてお話しします。この大学憲章に基づいて、私は何度も大学内外に向けて「総長メッセージ」を発信しています。例えば、法政大学の教員が何らかの根拠のない指摘を受けた際、社会に対して正しい情報を発信したり、あるいは、時機に応じて学生に伝えたいことを発信したりと、その都度メッセージを発信してきました。こちらも、やはり人権と非常に大きな関係があります。

また、法政大学のダイバーシティ宣言や、SDGsへの取り組みについてもお話します。SDGsの達成に向けて「総長ステイタメント」と題した宣言も出しました。これらのテーマが人権と深い関係があることは、皆さまもすでにご認識のことと思います。

## 人権を学ぶときに必要なこと

はじめに、私が『そろそろ「社会運動」の話をしよう』という本をまとめた際、まえがきで「若者たちが人権について学ぶときに何が必要か」を述べています。これは、本日のシンポジウムにおいても非常に重要なことだと思うのです。

私が、人権について学ぶときに必要だと感じているのは、「人権とは自分ごとである」という考え方です。多くの人々が「人権」と聞くと、難民や外国人、貧しい国の人たちなどを想像し、人ごとだと思ってしまう。しかし、実はそうではありません。「人権」とは「自分のこと」であり、人権に基づいた考え方は、自分を守るためにも、周囲の人を守るためにも必要になるものなのです。

私は、学生たちに向けて「人権のことはあなたの方のことなのだ」ということを伝えるために、授業の中で人権問題に直面した教員を招いて話をしただけ、それをもとに学生たちで議論してもらってきたのです。

さて、私はまえがきに次のように書きました。

「もし何も学ぼうとしなければ、さまざまな人が無知につけこんでくる。働いても相応の報酬がない。度を越した長時間労働にさらされている。突然解雇される」。

### 『そろそろ「社会運動」の話をしよう』

#### 「まえがき」より 1

もし何も学ぼうとしなければ、さまざまな人が無知につけこんでくる。働いても相応の報酬がない。度を越した長時間労働にさらされている。突然解雇される。なぜ働くことと家族をもつこととは両立しないのか？なぜこのような環境に置かれるのか？社会の仕組み、世界の仕組みはいったいどうなっているのか？何をどう考えたらいいのか？それらの疑問にぶつかったとき、自力で調査し、事実に基づいて考え、ふさわしい相談相手を見つけ、議論の場を自ら創るという「行動するための知性」をもってほしいのだ。

法政大学

自由を生き抜く実践知

©Copyright Hasei University

また、まえがきでは、なぜこのような講義を始めたのかについても書いています。これまで大学では、社会運動であるとか、自分が何か困ったときにどうするのかといったことを教えてきませんでした。しかし、社会学部の教員の中には、困難に直面した際、それを回避することなく解決の道を探してきた経験を持つ方が数多く存在していました。その教員たちに話をしてもらうことは、「自立した市民」として生きるためにはとても有意義だと思うのです。

つまり、「自立した市民であること」と、「人権意識を持つこと」はイコールなのです。そのことを学生には分かってもらいたいと思いました。

さらに、まえがきには「法政大学は市民のための大学である」とも書きました。大学とは、どちらの大学であっても市民のためにあるものです。私がここでいう「市民」とは、「問題に当事者として直面したときに、その解決に向けて主体的に行動する意欲と方法をもった人」を指します。

何らかの問題が起きたとき、それを社会の問題、時には世界の問題として捉え直すことが大切です。全て自分が悪いと考える「自己責任」という言葉がありますが、そうではなく、社会や世界の問題として、きちんと捉える広い視点と思考を持つ必要があります。それこそが「市民」とであると、まえがきに記しました。

### 『そろそろ「社会運動」の話をしよう』

#### 「まえがき」より 3

法政大学は市民のための大学である。具体的に言えば、**問題に当事者として直面したとき、その解決に向けて主体的に行動する意欲と方法をもった人が、市民である。**直面する問題が個人の問題であったとしても、それを自己責任としてただちに片付けたり引き受けたりするのではなく、それを**社会の問題、時には世界の問題として捉え直す視点と思考をもっている人が市民である。**その先には社会の仕組みを変える、という行動がある。

法政大学

自由を生き抜く実践知

©Copyright Hasei University

本書をまとめているころ、まさにブラックバイト問題が起きていました。人権という考え方をもち、問題に対処していかなければ、自分自身が危うい立場に置かれます。ですから、「行動するための知性」を持ってほしいと、まえがきに書きました。これは後日、「自由を生き抜く実践知」という大学憲章にも結びついてきます。

## 『カムイ伝』を通して 江戸時代の人権を考える

私は『そろそろ「社会運動」の話をしよう』の中で「一揆を通して社会運動を考える」というタイトルの章をまとめています。この中で江戸時代のことを取り上げており、講義でも『カムイ伝』（1964年／小学館）という、江戸時代が舞台の劇画を用いていました。

『カムイ伝』は、1960年代に読まれていた劇画ですから、若い方はご存じないと思いますが、漫画家の白土三平氏が非常に長い期間にわたり連載していた作品です。講義では、一コマコマを教室のスクリーンに映し出しながら解説をしていました。

さて、この『カムイ伝』では、農民の少年と武士の青年、そして被差別階級の少年の3人が物語の中心となっています。では、この3人の中で誰が幸せなのかというと、実は全員が幸せではありません。3人ともそれぞれに問題を抱えているのです。本作では、この3人がどのように生きていったのかということが具体的に描かれています。

私が講義で江戸時代をサンプルにする理由は、この時代に「人権」という考え方がなかったためです。「人権」という考え方は昔からあるわけではなく、先ほど申し上げた市民という考え方と同じように、私たちが近代になって獲得した非常に重要な考え方です。しかも、それを憲法や法律によって守る道筋をやっと持つようになったのです。決して手放してはいけないこの価値を、多くの学生に伝えたいと思い、講義で取り上げてきました。

では、人権という考え方が存在しなかった江戸時代において、一体何が起きていたのか。そのことが、『カムイ伝』からいろいろと見えてきます。

### 農民と被差別階級の人たちとの分断

それでは、具体的な物語の場面をご紹介しますから解説をしていきましょう。

まずは、2巻の127ページから見ていきます。ここでは、何かを引きずって走っている馬と、その様子を見守っている人垣が描かれています。

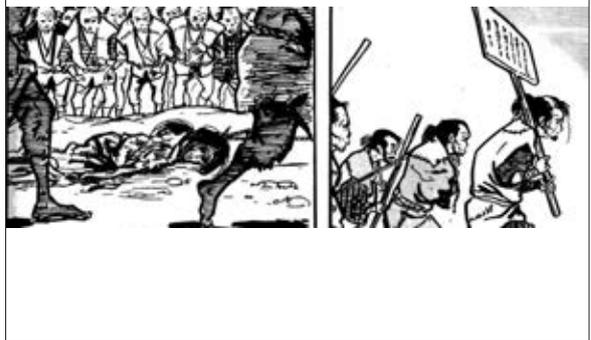
『カムイ伝』 2巻127頁



実は、馬が引きずっているのは罪人として処刑された農民で、周りで見ているのは、その罪人の家族や仲間にあたる農民たちです。

そして、次のページではその馬の後を歩いてついていく村人たちが描かれています。彼らもまた、処刑された農民の家族を引きずっています。彼らは被差別階級の人たちで、処刑された罪人の死体処理の仕事をしています。ここで、農民と被差別階級の人たちとの分断が引き起こされるのです。分断による支配が深刻な人権侵害をもたらすことは、黒人差別などと同じです。

『カムイ伝』 2巻128頁



そして、処刑されて引きずられていく夫婦と少女を、人垣の中で悔しそうに見つめているのが、引きずられている母親の弟であり、主人公の一人である農民の少年です。実は、少年の家族は無実だったのですが、処刑されて目の前で引きずられていくという非常に残酷なシーンです。死体は火葬した後、川原に骨が捨てられることになっているため、少年は「それでは死んだお姉さんが浮かばれないじゃないか」と被差別階級の人たちに訴えます。しかし、彼らは「自分たちにはどうにも

できない」と言い、死体を引きずりながら去っていきます。まさに分断のシーンです。

そして夜、火葬が始まる時間になると農民の少年は川原に行きます。被差別階級の人たちは「ああ、少年が来たな」と気づき、少年がお姉さんと対面できるように死体を放っておいてあげるというシーンがあります。

このように、無実の罪で死刑になること自体は被差別階級の人たちのせいではなく、裁判の問題です。しかし、被差別階級の人たちが悪いのだと農民が思うような構図を作り、分断を生じさせることが江戸時代では行われていたのです。これは現代でも世界中で行われている例があり、戦争の引き金になることが少なくありません。

## 被差別階級の人たちへの差別とは

次に、4巻の180ページからご紹介します。ここでは、被差別階級の人たちが食べ物を恵んでもらいにくい様子が描かれています。つまり、貧しいとはどのようなことなのかが分かるシーンです。



この様子を、もう一人の主人公である武士の青年が見て非常に衝撃を受けます。この青年はある事情から被差別階級の人たちの村に潜んでいるのですが、普段、自分が食べさせてもらっている食糧をどのように手に入れているのかを、初めて知るのでした。

『カムイ伝』 4巻180頁



青年は、被差別階級の人から「非人は生きるためにあはしているのだ。毎日、お前に食べさせようと届ける雑炊は、ああやって手に入れているのだ」と言われます。さらに「武士だったお前がこうして生きているからには何か理由があるのだろうが、生きるためにお前は何かをした」と言われます。青年は「農民が作り武士が奪う。武士はいつか、何のためにあるのだ」と、自分自身のアイデンティティを疑いはじめるのです。そして「武士がいなくなればもっといい社会になるのに」とまで思うようになります。

江戸時代では、農民などに働かせて武士が裕福に暮らすという構図が成り立っていましたから、まさにその核心を突いています。当時はこうした分断が起こり、人権がない状態だったのです。

## 職人としての差別とは

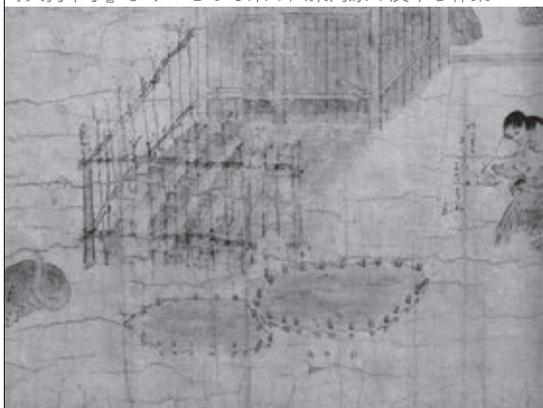
また、私はこの講義をするときに気をつけた大事な点があります。それは、職人としての被差別問題です。1巻の192ページからご紹介します。



ここに描かれているのは毛皮をなめしている様子です。物語では、武士の青年の目から見た、被差階級の人たちの職人としての側面も丁寧に描かれています。彼らは、非常に高度な技術を持った皮職人なのです。したがって、職人として非常に必要とされていたのですが、社会からは差別を受けている。こうした構造は、現代社会にもよくあることです。不必要だから差別をされるのではなく、必要だからこそ、そこに閉じ込めておくために差別をされるということも起きていたのです。

このような職人としての在り方は、江戸時代よりもさらに昔から存在しています。例えば、13世紀ごろの『天狗草子』という絵巻にも描かれていますし、17世紀ごろの『洛中洛外図屏風』にも描かれています。

『天狗草子』より・13C末の四条河原の皮干し作業



『洛中洛外図屏風』より  
17Cの四条河原の皮はぎ作業



つまり、隠れているわけではなく、社会の中で職人として生きており、しかも、それを皆が見ている。そういったことを大学の講義でも伝えてきました。

ここまでで申し上げたかったことは、まず、人権問題が歴史的にどのような経緯をたどってきたのかということです。歴史的に存在してきた差

別を、法律ができたにもかかわらず、今なお引きずっているのだということを、きちんと認識しておかなければなりません。

もう一つは、「人ごと」ではないということです。自分自身も、いつ人権問題に直面するか分かりません。この2つのことを、若者たちには伝えなければならぬと思っています。

この『カムイ伝』を取り上げた講義の内容は『カムイ伝講義』（2008年／筑摩書房）という本にまとめました。

## 法政大学の大学憲章について

世界人権宣言や日本国憲法があるように、それぞれの組織で人権に関する理念を持っていることが大切です。特に、大学にとってこの考え方は非常に重要だと考えています。

冒頭にも申し上げましたが、法政大学では大学憲章を作りましたので、こちらについてご紹介いたします。

最初に、大学設立について触れます。法政大学の前身である東京法学社は、1880年に弁護士である20代の若者3人によって設立されました。先ほどからお話ししているように、江戸時代には「人権」という考え方がありませんでした。しかし、明治時代になってその考え方が入ってきまして、同時に法律が整えられていきました。しかし、人々はまだ法律をどう使えばよいのか分かりません。そこで、3人の若者は、弁護士として法律を社会に広め、人々が本来持っている権利をきちんと使えるようにしたいと考えたのです。これが、法政大学が設立された理由です。つまり、大学設置の理由そのものに人権の考え方が入っているのです。

### 大学憲章の構成

- 1、発祥＝建学  
3人の20代の、法律家の若者たちは「権利の意識」にめざめた人たちのために学校を作った。
- 2、3つのキーワード：  
自由、公正、進取
- 3、未来に向かう3つの対（つい）
  - ・地域・世界
  - ・課題解決・実践知
  - ・生き抜く力・持続可能

そうした背景もあり、私たちが作った大学憲章にも、冒頭で「権利の意識に目覚めた人たちのために」という表現を用いています。そして「自由」と「公正」、さらには、新しいことを受け止めていく「進取」という文言も盛り込んでいます。

また、「建学の精神を受け継ぎ、地域と世界の両方をきちんと見る」ことや、「課題解決をする知性」を指す「実践知」を持ちましょうと明記しています。

このような考え方をもち、「自分の自由を生き抜いていきましょう」と、大学憲章ではうたっています。

この、「自由を生き抜く」という言葉についてさらにご説明します。

大学憲章の本文の中ほどに、「多様な視点と先見性をそなえた研究に取り組むとともに、社会や人のために、真に自由な思考と行動を貫きとおす自立した市民を輩出します」と明記しています。

この「自由な思考と行動を貫きとおす」という文言が、大学憲章のタイトル「自由を生き抜く実践知」に反映しています。ここで掲げる「自由」とは、受け身の状態で漫然と自由を受け取るものではありません。ここでの「自由」とは、「自ら手に入れなければならないもの」を指しています。「自由」とはそういうものです。民主主義がそうであると同じように、「自由」とは一人一人の手の中にあり、市民として生きていく中で、自ら開発していかなければならないものなのです。

そして、市民として自分自身で生き抜いていくには、知性が必要です。社会でさまざまなことを実践しながら考えることができる知性。理想に向かって実践し続けるために必要な知性。これを法政大学では「実践知」と呼んでいます。

### 自由を生き抜く実践知

人びとの権利を重んじ、多様性を認めあう「自由な学風」と、なにものにもとらわれることなく公正な社会の実現をめざす「進取の気象」とを、育んできました。

多様な視点と先見性をそなえた研究に取り組むとともに、社会や人のために、真に自由な思考と行動を貫きとおす自立した市民を輩出します。

地域から世界まで、あらゆる立場の人びとへの共感に基づく健全な批判精神をもち、社会の課題解決につながる「実践知」を創出

法政大学 自由を生き抜く実践知  
©Copyright Hesse University

## 「総長メッセージ」の発信

さて、大学憲章の中で、自由と人権については「多様性を認め合う『自由な学風』」や「あらゆる立場の人々への共感」、「健全な批判精神」などの言葉で表現しました。この大学憲章に照らし合わせ、私たちはさまざまな局面において、自らの立場表明を社会に向けて行ってきました。例えば、2017年1月の、軍事研究に関する指針についてです。「本学は大学憲章で、『自由を生き抜く実践知』の育成を約束しており、そこに照らし合わせれば、軍事研究に向かうことはできません」といった内容で、総長コメントを出しました。

また、2018年5月には「自由で闊達な言論・表現空間を創造します」と題した総長メッセージを出しました。こちらは、本学の教員が労働法に関するデータの間違いを指摘した際、国会議員から恫喝され、圧力をかけられたことを受けて出した総長メッセージです。

さらに、科学研究費についても、根拠のないさまざまな批判を受けたことがあります。これを放置するとエスカレートする可能性がありますので、きちんと反論する必要があります。特に、政治家などから批判が相次ぐと大学の研究は委縮します。根拠のある批判なら真摯に受け止めるべきですが、そうではないのなら、根拠のある発言をするよう求めなければなりません。そのような意見を、総長メッセージとして表明しました。

これは教員だけでなく、学生に関しても、根拠のないことをマスコミで取り上げられた際、総長コメントを出しています。

また、最近の話題としては「日本学術会議会員任命拒否に関して」と題した総長メッセージも出しています。

### 日本学術会議会員任命拒否に関して

2020年10月5日

(前略)

また、日本国憲法は、その研究内容にかかわらず学問の自由を保障しています。学術研究は政府から自律していることによって多様な角度から真理を追究することが可能となり、その発展につながるからであり、それがひいては社会全体の利益につながるからです。したがってこの任命拒否は、憲法23条が保障する学問の自由を違反する行為であり、全国の大学および研究機関にとって、極めて大きな問題であるとともに、最終的には国民の利益をそこなうものです。

(中略)

任命拒否された研究者は本学の教員ではありませんが、この問題を座視するならば、いずれは本学の教員の学問の自由も侵されることとなります。また、研究者の研究内容がたとえ私の考えと異なり対立するものであっても、学問の自由を守るために、私は同じ声明を出します。今回の任命拒否の理由は明らかにされていませんが、もし研究内容によって学問の自由を保障しあるいは侵害する、といった公正を欠く行為があったのだとしたら、断じて許してはなりません。

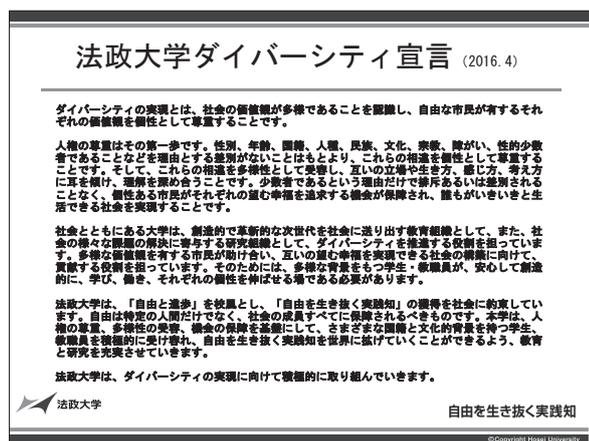
©Copyright Hesse University

本学の教員には直接的な関わりはありませんが、この件における多様性の問題を見逃すわけにはいきません。学問において多様性が失われたとき、それはこの国にとって大きな損失となります。自由や権利の問題とも非常に深くかかわる出来事で、やはり大学の研究の委縮につながる問題として捉えなければなりません。

法政大学では、こうした立場表明は全て大学憲章に照らし合わせて行っています。

## 法政大学のダイバーシティ宣言

法政大学では、2016年にダイバーシティ宣言を行いました。この中でも、大学憲章に照らし合わせて、ダイバーシティがいかに重要であるかを述べています。



現在、社会では男女共同参画を推進してはいますが、それだけでは捉えられない部分もあります。例えば、法政大学は「スーパーグローバル大学」に選定されている大学ということもあり、大変多くの外国人留学生がいます。彼らは宗教や考え、生活習慣がそれぞれ異なりますので、大学としては、相談室の設置を含め、きちんと受け止めて対応していかなければなりません。

そうした外国人留学生はもちろん、さまざまな意味での障がい者やLGBTの方々など、多様性をどのように受け止め、認め、社会で生き抜くことができるようにするのかを考えることは、人権問題の一つです。

そこで、法政大学のダイバーシティ宣言では、「性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障がい、性的少数者であることなどを理由とする

差別がないようにする」と述べています。このような宣言を出すことで、学生は「自分のような傾向を持った人間、あるいは民族も、この大学は受け入れてくれるのだ」と、大学の姿勢を知ることができます。そしてもし、ダイバーシティ宣言に沿わない対応をされたときは指摘することもできるのです。

しかし一方で、人が多様であればあるほどきめ細かな対応が求められますし、費用面での課題もあります。例えば社会では、今後、外国人労働者の問題が大きな課題になると思いますし、外国人の子どもたちをどのように教育するのかについても、まだしっかりと議論が行われていません。そうしたことも含め、ダイバーシティは日本全体の問題であると考えています。

## 法政大学のSDGsへの取り組み

2018年に「SDGsへの取り組みに関する総長ステイタメント」の公開をしました。SDGsの17の目標は、人権問題に深く関わっていますので、そのことを学生に知ってもらい、学びを深められるような仕組みが必要です。



法政大学では、その仕組みの一つとして2018年度から毎年、学部生と大学院生、教職員を対象とした「SDGs全学認知度アンケート調査」を行っています。2019年度は、SDGsの認知度が約90%と、非常に高まっていることが分かりました。大学憲章についても同様のアンケートを行っており、80%以上が大学憲章について「知っている」と回答しています。

また、「法政大学SDGs+（プラス）プロジェクト

ト」として、大学内外でさまざまな取り組みを行っています。現在は「教育+SDGs」「研究+SDGs」「社会貢献+SDGs」「学生+SDGs」の4つのプロジェクトがあり、さまざまな活動を行っています。



例えば、「教育+SDGs」の取り組みの一つとして、法政大学で実際に行われている授業とSDGsとの関係を整理しました。

この取り組みにより、721科目がSDGsの17の目標のいずれかに当てはまることが分かりました。学生たちはこのような結果を知ると、自らが履修している授業がSDGsのどの目標に向かっているのかを意識しながら授業を受けることができます。このように、普段から行っていることをSDGsと結び付けていくことはとても大切です。

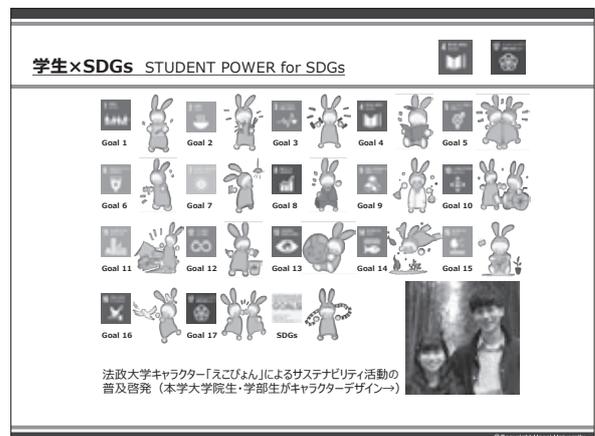
また、「研究+SDGs」では、SDGsの達成に貢献するための研究体制の構築に取り組んでいます。



「社会貢献+SDGs」では、学外関係者も受講可能なオンライン講座を開講しました。また、SDGsをテーマとしたセミナーやシンポジウムも開催しました。



さらに、「学生+SDGs」では、サステナビリティ活動の普及啓発を目的に、SDGsのロゴと組み合わせたキャラクターを作りました。こちらは、エコロジーを象徴する、法政大学のウサギのキャラクター「えこびよん」を発展させたものです。これらのキャラクターをデザインしたのは法政大学の大学院生や学部生です。学生がSDGsを楽しんで捉え、自分のものにできるようにしようとの願いが込められています。





このように、教育機関であれば授業や身近な活動に関連させながら人権を伝える仕組みを作ることが求められます。単純に「人権」という言葉をお題目のように唱えているだけでは、学生たちには伝わりません。人権を知る上で大切なのは、「もしかしたら社会に出て困ったことに直面するかもしれない」という危機感です。人は、自分ごとでなければなかなか危機感を抱くことはできません。学生たちに危機感を伝えながら、どうすれば自分で自分の身を守ることができるのかについて同時に語っていくことが大切だと思っています。

## 大学としての姿勢を示す

ここまで、法政大学の取り組みと人権についてお話をしてきました。

私自身、社会学部長時代から、現在の総長として取り組んできたことをたどってみますと、やはり「教室で教える」と「大学としての姿勢を示す」と、この2つが緊密な関係にあることがとても大事だと感じます。

先生方の中には意識の高い方も多くいらっしゃいますので、私が授業の中で『カムイ伝』を用いたように、さまざまな方法で人権を伝えようとしている方々も数多くいらっしゃいます。しかし、学生の側に立てば、偶然その授業を履修することになったかならないか、それだけに過ぎないともいえます。その偶然があるかないかで、人権についてきちんとした認識を持てるかどうかが変わってきます。これが課題といえれば課題です。

したがって、大学としてどのように人権を捉えているのかということを示すことが大切で

す。そしてこれは、学生に示すよりも前に、教員に示すことが重要になります。特に、大学憲章となれば、教員には確実に認識しておいていただく必要があります。

法政大学では、大学憲章をよりよく体現し、ブランド強化に寄与する教育・研究、業務、活動などの実践を選定する「自由を生き抜く実践知大賞」を実施しています。

また、さまざまな先生方が大学の外で賞を受賞された際は、お祝いの会を開催するための資金を用意するのですが、その中でも、大学憲章がどのように関わっているかをお話します。もちろん、入学式や卒業式など、機会があるたびに伝えています。その中で、ダイバーシティ宣言の話もしますし、それら全てが人権と関わっていることをしっかりと伝えるようにしています。

そして、もう一つ大事なことは、「自由」とは何かを伝え続けることです。「自由」と言葉で言うのは簡単ですが、実際には社会に出るとさまざまな圧力がかかります。それでも自分らしい生き方をするということが、本来の「自由」なのです。これがなかなか難しいことは想像に難くありません。しかし、自分らしく生きることはできます。それは、反発や反逆とは違います。やはり、親が言うことや先生が言うこと、社会が言うことには耳を傾ける必要があります。しかし、耳を傾けることと、言われた通りにすることとは違います。つまり、きちんと話は聞くけれども、その上で自分はどうするのか、どのような生き方をするのか、どのような決断をするのかを考える。それが「市民」です。ただし、もしそのときに一人で決断するのが難しければ、きちんとサポートを求めることも大切です。

## 「自由を生き抜く」とは

全体としては、大学憲章で言語化したように、「自由を生き抜く」とはどのようなことなのかを学生たちに知ってほしいと思っています。それが、自分の人権を自分で守ることにつながるのです。

そしてこれは、他の人が「自由を生き抜くことができる社会」とは、どのような社会かを見通すことでもあります。大学憲章に掲げた「実践知」

とは、単に実践することではなく「理想に向かって何らかの実践をし続けるための知性」です。

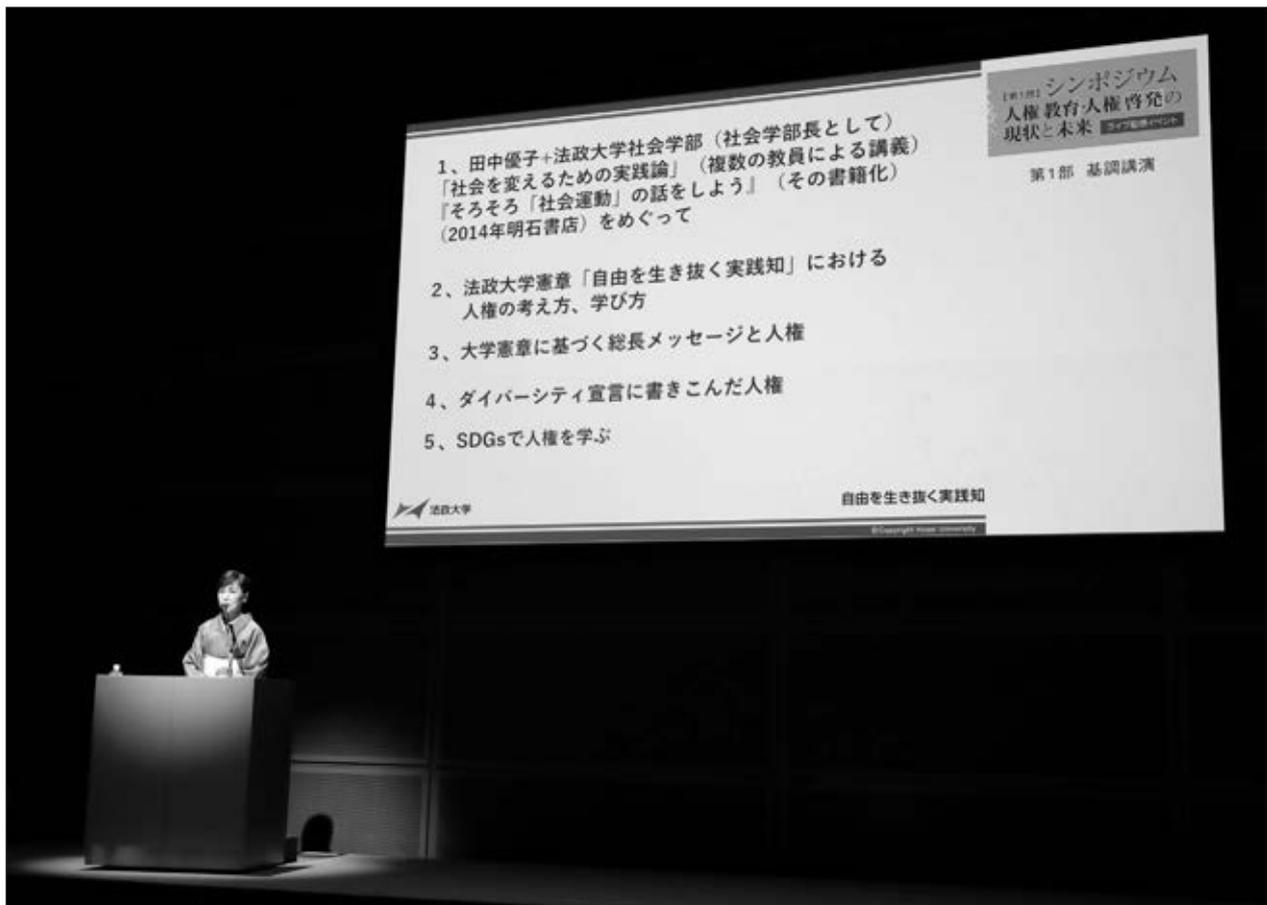
このことをご説明するときに、私が理想として皆さんに必ずお示ししているのが、「全ての人自由を生き抜ける社会」、そして「全ての人自由を生き抜ける世界」です。これを踏まえて現在の社会を見ると、この理想を実現するのはとても難しいことが分かります。なかなか現実には、自由を生き抜くことができていない方が多くいらっ

しゃいます。

しかし、だからこそ、自分の自由だけではなく、多くの人たちが自由を生き抜き、お互いに尊重し合える社会を作っていく。そのために、皆さんと一緒に尽力していきたいと考えています。

本日は、私が今まで実践してきた中で大切だと思っていること、これからも大切にしていきたいと思っていることをお話ししました。

ご清聴ありがとうございます。



## 第2部：パネルディスカッション①

# 人権教育・人権啓発の現状と課題

## 問題提起

### ■コーディネーター

さかもと しげき  
**坂元 茂樹**

(公財)人権教育啓発推進センター理事長  
同志社大学法学部教授



## はじめに

第2部パネルディスカッション①「人権教育・人権啓発の現状と課題」にご参加いただきありがとうございます。ごさいます。

新型コロナウイルスの流行がなかなか収束しない現状ですので、今回はシンポジウムに参加を希望された皆さまを東京国際フォーラムにお迎えすることができず、代わってライブ配信の形を取ることをお許しください。

私は、公益財団法人人権教育啓発推進センターの理事長で、同志社大学の坂元茂樹と申します。本日のパネルディスカッション①のコーディネーターを務めさせていただきます。

至らぬ点もあろうかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

## 人権教育のための世界計画

本日のシンポジウムのご案内にもありますように、国連総会は1995年に「人権教育のための国連10年」を開始し、10年目になる2004年に「人権教育世界プログラム」を決議しました。ここでは、人権教育を「すべての者が他者への尊厳に対する寛容及び尊重並びに、すべての社会においてかかる尊重を確保する手段及び方法を学ぶための長期かつ生涯のプロセス」と位置付けました。そして、5年ごとにフェーズを区切り、2005年から2009年を「第1フェーズ」として、初等・中等教育を、2010年から2014年を「第2フェーズ」として、高等教育とあらゆるレベルにおける教員、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修を、2015年から2019年を「第3フェーズ」として、メディア専門職とジャーナリストへの研修を、それぞれ重点領域としました。そして、2020年から2024年を「第4フェーズ」として、若者を重点領域としています。第4フェーズを定めた決議では、特に、平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くと同時に、2015年に国連が採択した「持続可能な開発目標」(SDGs)と連携することを盛り込んでいます。

SDGsとは、2015年に国連が採択した「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。国連は、2016年から2030年までの間に各国が達成すべき17の国際目標と169の具体的なターゲット、232の指標を設定しました。

そこでは、世界人権宣言の精神を引き継ぎ、開発目標としては異例の「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」という人権の理念が掲げられました。その文書である「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「我々は、すべての人が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する」と述べて、世界人権宣言と同様に、全ての人の尊

厳と平等が強調され、個人の能力の実現が求められています。

## 日本における人権教育と人権啓発

人権教育・人権啓発に戻れば、日本は2000年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定・施行しました。この法律の第2条では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいう」と定義し、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいう」と定義しています。

2020年は法律の制定・施行からちょうど20年という節目の年となります。

2019年6月28日、熊本地裁はハンセン病家族訴訟において、国に原告家族に対する総額3億7,675万円の賠償金の支払いを命じました。そして、その中で法務大臣に対し、「ハンセン病患者の家族への差別や偏見を除去するための人権啓発活動を実施するための相当な措置を行う義務とその義務違反の違法」があったこと、さらに文部大臣及び文部科学大臣に対し、「差別や偏見を除去するための教育等が実施されるようにする相当な措置を行う義務とその義務違反の違法」があったことを認めました。改めて、人権教育及び人権啓発の重要性を考えさせる判決であったと考えます。

国連は、第1フェーズと第2フェーズで初等・中等及び高等教育における「人権教育」を取り上げ、個人の基本的な人権の侵害を予防するために「教

員、公務員、法執行官、軍関係者」に対しての「人権研修」の必要性を挙げました。そして、第3フェーズでは、人権の保障と促進にあたっての役割の大きさから、メディアやジャーナリストへの研修を重点領域としました。そこには、民主主義の根幹ともいべき言論や報道の自由を守り、政府に不都合な事実を報道するジャーナリストであっても、その安全を保障する必要があるとの考えがあります。こうした人権教育が、民主主義的プロセスの強化に貢献することは言うまでもありません。

## 日本が取り組むべき課題とは

東京2020大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年に延期になりました。オリンピック憲章に謳われる人権尊重の理念の実現とともに、パラアスリートによる総合的な国際スポーツ大会であるパラリンピックが東京で開催されることを契機に、障害のある人への理解と共感が広がることを期待します。同時に、それをオリンピック・パラリンピック期間のみの一過性のものとせず、障害の有無を問わず全ての人の人権が尊重される社会を作るためには何が必要かを考え続ける社会になることを願っています。そして、全ての人にとって住みやすい社会であるためには何をなすべきか、人権教育・人権啓発の観点から考えるよい機会になることを期待しています。

今回は、このような現状を踏まえ、4人のパネラーの方々と人権教育・人権啓発の現状と課題を検証し、今後の指針を探っていきたいと思います。



## 日本における人権啓発・人権教育の現状

### ■パネラー

やまもと のりゆき  
**山本 憲幸**

東京法務局人権擁護部長



### はじめに

全国の法務局では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員の方々と共にさまざまな啓発活動を行っています。今回は、日本における人権啓発・人権教育の活動とその効果を振り返りながら、今後の啓発活動について一緒に考えたいと思います。

### 人権課題の移り変わり

まず、近年の人権課題の移り変わりについてです。人権問題が生じる背景にはさまざまなものがありますが、その一つとして国民の権利意識の高まりが考えられます。また、情報通信技術の発達、国際化の進展・グローバル化、少子・高齢化など、社会構造や国民の生活様式の変化も、人権課題が変容する要因になっているものと考えます。

法務省の人権擁護機関では、年度ごとの啓発活動の重点目標を「啓発活動強調事項」として掲げていますが、近年の人権課題の変容はこの強調事項の数にも表れています。1998年の強調事項数は6つでしたが、2003年には12に、2008年には16に、2020年には17にまで増えました。この20年で人権課題が一層多様化したことが分かります。

### 普遍的な視点からの啓発活動

それでは、日本の人権教育と人権啓発の具体的な取り組みを振り返ります。

まず、学校や社会教育関係機関が実施主体となって行う「人権教育」についてです。学校教育では、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取り組みや、人権教育研究推進事業などを実施しています。社会教育では、生涯にわたる学習活動を通じた啓発事業を展開中です。

次に、「人権啓発」についてです。人権啓発を実施主体として担当する国の機関としては、法務省の人権擁護局、法務局・地方法務局の人権擁護部門があります。これらに加え、人権擁護委員及びその組織体があり、「法務省の人権擁護機関」といいます。法務省の人権擁護機関では、人権一般の普遍的な視点からのアプローチとしての啓発活動を全国各地で行っています。

例えば、12月の「人権週間」や、6月1日の「人権擁護委員の日」などには、集中的な人権啓発活動を行っています。



また、人権教育・啓発活動の中核となる人権教育啓発推進センターに法務省が委託する啓発活動や、都道府県及び政令指定都市に委託する啓発活動も実施しているところです。

### 個別的な視点からの啓発活動

法務省の人権擁護機関では、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとしての啓発活動も行っています。

例えば、女性の人権課題については、男女平等の理念に立った啓発活動を行っているほか、専用の相談体制も用意しています。子どもの人権課題については、いじめや虐待を予防するための啓

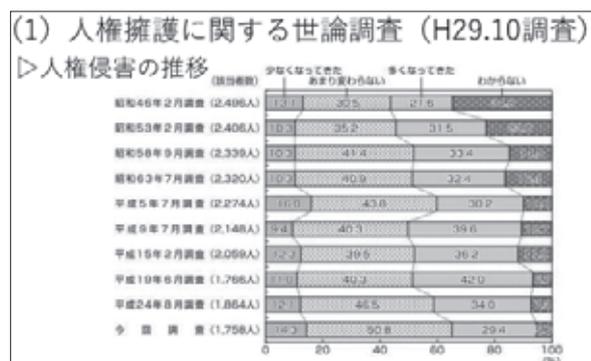
発活動を行っているほか、SOSミニレーターをはじめ、子どもの人権に関する特別な相談体制も用意しています。また、ハンセン病患者・元患者・その家族に関する人権課題については、2019年の熊本地裁におけるハンセン病家族訴訟の判決を受け、これまで以上に正しい理解の普及と、偏見・差別を解消するための人権啓発活動を実施しているところです。さらに、インターネットによる人権侵害については、情報モラルに関する人権教室の実施や、プロバイダ等への情報の削除要請など、さまざまな啓発活動を行っています。

## 人権啓発・人権教育の効果

こうしてさまざまな人権教育・人権啓発を行っています。その成果はどのようなものだったのでしょうか。啓発効果の測定は容易なことではありませんが、一つの方法として、国民の意識・世論から確認してみます。

内閣府では、1958年からおおむね5年ごとに「人権擁護に関する世論調査」を行っており、直近では2017年に実施されています。

下のグラフは、過去10回、約50年にわたる世論調査で、「日本で人権が侵害されるようなことは、少なくなってきたか、多くなってきたか」を質問した結果です。



これによると、「人権教育及び人材啓発の推進に関する法律」が施行された2000年以降は、人権侵害が「少なくなってきた」「あまり変わらない」との回答が増加傾向にあり、「多くなってきた」は減少傾向にあります。

次に、「今まで自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか」を調査したところ、「ある」が1958年から増えています。近年は横ばいの傾向です。

また、「権利のみを主張して他人の迷惑を考えない人が増えてきたか」の調査では、「非常にそう思う」「かなりそう思う」が増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

世論調査の結果を見る限りではありますが、国と地方自治体の取り組みにより、顕著に分かるような数字こそ出てはいないものの、国民の皆さまの人権意識は確実に向上しているといえます。

## 今後の人権啓発・人権教育の在り方

今後の人権啓発・人権教育の在り方について、国の方針というより、人権擁護の現場で活動している私個人の意見をお話できればと思います。

1つ目は、SDGsの理念の通り、誰一人取り残すことのない人権啓発・人権救済に一層努めることです。近年は、人権の観点から企業活動を見直す機運も高まっています。人権への配慮が企業価値を上げるとの意識で浸透を図っていきます。

2つ目は、東京2020大会を契機に「心のバリアフリー」を推進し、ユニバーサル社会を実現するための取り組みを加速させることです。

3つ目は、外国人の人権問題についてです。2020年に「外国人在留支援センター（FRESC：フレスク）」が設置されました。東京出入国在留管理局や東京法務局人権擁護部など、政府の8機関が同居してワンストップ型の支援を行います。

4つ目は、学校や企業における人権教室・人権研修のさらなる工夫。

5つ目は、SNSを利用した人権相談の整備です。

6つ目は、人権侵害の加害者に対する個別啓発による人権救済です。これは一般的な啓発活動とは異なりますが、対症療法としての「個別救済」すなわち「人権救済」と、根治療法としての「一般啓発」すなわち「人権啓発」は、両者が共に推進されてこそ、真に効果を発揮すると考えます。

法務省の人権擁護機関としては、今後も引き続き人権救済と人権啓発を推進し、理解と共感、思いやりの心にあふれた人権尊重社会を実現するため、一層の取り組み強化に努めていきます。

## 東京都における人権施策の取組

### 人権啓発にかかる課題をにらみつつ

#### ■パネラー

おおくぼ てつや  
大久保 哲也

東京都総務局理事(人権担当)



#### はじめに

今回は、東京都における人権施策の取組について、施策全体の流れを時系列でご紹介しながら、現在における啓発の課題を考えてまいります。

なお、法律には「人権教育及び人権啓発に関する施策」という規定がありますが、東京都では、関連施策も含めて「人権施策」と総称しています。

#### これまでの取り組みについて

最初に、これまでの取組についてご紹介します。

1990年代は、1993年に世界人権会議が開催され、1995年から「人権教育のための国連10年」がスタートし、1997年には「国内行動計画」が出ています。こうした動きを踏まえながら、東京都では「人権施策推進のあり方専門懇談会」を設置し、様々なご指摘や提言をいただいています。まずはご指摘の内容の一部をご紹介します。

- 首都東京は、多様な文化や価値観、生活形態や行動指向を持つ多数の人が居住、往来し、様々な行動が展開される世界有数の国際都市、生活都市である。そこに生じる人権問題は、簡単な描写を許さないほど多種多様である

- 東京都は、多面的・多角的施策を行い、社会の変化への対応にも努めているが、人権問題の多面性・多角性への対応には課題も存在する

その上で、次のような提言をいただいています。

- ①人権施策全体にかかる基本姿勢ないし基本的考え方の確立の必要性
- ②各部署で行われている人権施策を連携させたり、統合させたりする仕組みの構築
- ③こうした仕組みの下で実施すべき具体的施策にかかわる計画性の確立

これを受け、東京都は2000年に「人権施策推進指針」を策定しました。施策展開の考え方は次のとおりです。

- 現在の人権問題は複雑化、多様化しており、課題ごとの施策だけでは十分に対応できない
- 人権侵害への直接的な対処のみならず、社会的な機運の醸成や都民・企業等の意欲を生かすための基盤づくりなど、総合的な取組が必要
- これまでの施策と手法では対応できない新しい問題には、救済・保護、啓発・教育、支援・助成の3つの観点から人権施策を推進していく
- 啓発・教育については、人権の意義と価値、人権に配慮した態度や行動を社会の共通認識として浸透させるための基盤づくりを実施していく

こうした考え方の下、東京都は具体的な施策展開として次のことを明言しています。

- 区市町村への情報提供などを充実するとともに、区市町村と連携、協力して啓発を推進
- NPOや企業などが行政と連携・協働して啓発を進められるよう支援

これらは、区市町村やNPOなど、様々な実施主体が活動しているが、他の主体との連携が不十分であることを踏まえた考え方となっています。

#### 東京2020大会の開催に向けて

オリンピック憲章には、オリンピックの根本原則として、人権に配慮した大会にすべきとうたわ

れています。また、国際パラリンピック委員会も人権尊重の理念を強く表明しています。東京都は、東京2020大会の開催都市として、これらの原則や理念の実現に向けて課題を的確に捉えるため、2013年に「人権に関する世論調査」を実施しました。さらに、今後の人権施策に向けて「人権施策推進指針に関する有識者懇談会」を設置しました。同会から2015年に示された認識の一部をご紹介します。

- ある社会状況の下で特に配慮を必要とすべき人権課題が発生する等の場合には、その人権課題に対する施策を重点的に実施することも必要
- 2000年の「人権施策推進指針」策定後、東京都における人権を取り巻く状況は変化し、新たな人権課題が顕在化している
- 東京2020大会の開催にあたり、国際都市に相応しい人権尊重の社会づくりが求められている
- これらの点を背景に、2000年の指針を見直すことも必要

その上で、今後の施策については次のような提言をいただきました。

- 様々な背景・属性のある全ての人々が、互いに生活習慣、文化、価値観などの違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市とすべき

東京都は、これらの世論調査や有識者懇談会の提言を踏まえ、2015年に「人権施策推進指針」の改定を公表。指針に掲げる人権課題については、それまでの9課題に7課題を加え、これらに含まれないその他の複数課題を「様々な人権課題」とくくり、合わせて17課題に整理しました。

また、指針ではオリンピック憲章に基づき、東京都が国際社会からこれまで以上に人権尊重の理念の実現を求められる旨も明記しています。

その上で、啓発・教育に関する施策は次のような考え方で進めていくことにしました。

- 人権尊重の意識を浸透させるため、「法の下での平等」等の普遍的視点と、具体的な課題に即

した個別的視点の双方から啓発・教育を推進

- 子供、若者層を含めた幅広い世代に向け、多様な手法で人権問題の理解と認識を深める機会となるため、今後も一層スポーツ・文化団体等と連携した啓発を推進
- 企業のほかNPOや教育・研究機関等の多様な民間団体との連携を推進

加えて、本シンポジウム主催者の東京都人権啓発センターは、「行政機関にはない機動性や柔軟性等を發揮し、多様な主体との連携を一層強化して取組を展開する」としています。

## 新たな取組と今後の課題

次に、新たな課題への取組と今後の課題をご紹介します。

2018年に公布された、「東京都人権尊重条例」では、「多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さない」と宣明しています。その上で、各人権課題に対する施策の推進はもとより「性自認及び性的指向に関する不当な差別の解消及び啓発等の推進、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に更に積極的に取り組む」としています。

また、2020年に公布された「犯罪被害者等支援条例」に基づき、新たな「支援計画」の策定を進めています。

最後に、人権啓発の課題についてです。

1点目は、課題の多様化です。現在のコロナ禍において、家庭、地域、サイバー空間での様々な人権問題が指摘されており、依然として多様な課題が多様な形で表れていることに、強い危機感を感じています。とりわけ、ICT技術が高度に発達している情報のるつぼの中で、人権啓発・人権教育はますます重要であり、より多角的な施策展開が必要になっていると考えます。

2点目は、啓発の効果です。それぞれの施策が人々の意識をどう変えたのか、あるいは変えられなかったのか、顧みることが重要だと考えます。

それぞれの人権課題について、社会ではどのような世論があり、それをどのように施策に反映させるべきかについて、今後も研究していきます。

## 日本という「現場」で 人権教育の課題を考える

教育社会学の視点から

### ■パネラー

あ く ざ わ ま り こ  
阿久澤 麻理子

大阪市立大学人権問題研究センター教授



### はじめに

私は、教育社会学の視座から人権教育・啓発を研究しています。なお、国際社会では「人権教育・研修 (human rights education and training)」という言葉を使います。市民すなわち権利の保持者に対する取組を教育と呼称し、市民の権利を実現する責務の保持者に対する取組を研修と呼び分けています。

### 教員に「人権とは何？」と 聞いてみると

私が1999年から2000年にかけて、人権研修の現場で行ったアンケートについてお話しします。1,736人の回答者の8割は教員です。最初に「人権とは何でしょうか？」と自由回答方式で質問したところ、特に多かった回答は次の2つでした。

1つ目は「人間が生まれながらに持つ権利」というものです。「人権」は読んで字のごとく「人の権利」ですし、広辞苑にも「人間が人間として生まれながらに持っている権利」とありますから、まさに広辞苑型定義といえるでしょう。

2つ目は「思いやり」「やさしさ」「いたわり」と

いう、抽象的・心情主義的定義でした。しかし、「人権」は英語で書くと「human rights」となり、複数形の「s」がつきます。つまり、英語では「人権」は具体的に数えられるものであり、抽象的なものではないことが分かります。この捉え方の違いは大変興味深いものです。

ところで、続く研修会では、「人間が生まれながらにして持つ権利が『人権』なら、あなたはどんな権利を持っているか具体的に回答してください」と質問してみました。すると、「衣食住」「自由・平等」「差別を受けないこと」などは、どの研修現場でもすぐに出てくるのですが、その先がなかなか出てきませんでした。そして、尋ねてもいないのに「権利ばかり主張して自分勝手な人が増えている」と返してくる人も少なくありませんでした。また、なおも「『人権』はどこに書いてありますか？いくつあると思いますか？」とたまたみかけると、「考えたことがないから分からない」と返ってきました。つまり、日本では具体的な権利について学ぶ機会が少なく、「困っている人を助けましょう」「人に優しく、いたわりを持って」などと教えられるので、人権を具体的な基準としてとられず、正当な権利の主張に対しても、「わがまま」「自己主張が強い」などの否定的な感情を持ってしまうのではないかと考えました。

では皆さんの人権はどこに書かれているのでしょうか。各国の憲法、そして世界で初めて、「すべての人」が持つ権利をリストにしたのは「世界人権宣言」(1948)です。その後、国連で採択された人権諸条約も私たちの権利のリストです。

### 人権に関する市民意識調査の 結果から

人権を抽象的・心情主義的価値としてしかとらえられない感覚は、また、別の課題にもつながっています。

2016年に人口53万人ほどの関西の中核都市が実施した、人権に関する市民意識調査の結果を紹介します(対象は18歳以上3,000人、有効回答1,304票)。調査では、人権問題の解決に対する、異なるアプローチを提示する複数の意見を示し、賛成～反対を4件法(そう思う・どちらかといえばそう

思う・あまりそう思わない・そう思わない、から1択)でできました。すると、まず、「人権問題とは差別を受ける人の問題であって自分には関係ない」には反対(そう思わない・あまりそう思わない)が8割を超えて圧倒的に多いものの、人権問題の解決への向き合い方としては、法や制度による「公的解決」より、個人の心がけや努力、能力で「私的」に解決しようとする傾向が圧倒的に強く現れました。表のとおり、「権利ばかり主張して我慢することができない者が増えている」「思いやりや優しさをみんなが持てば人権問題は解決する」など、がまん、思いやり、権利より義務、個人の努力・能力をキーワードに問題解決しようという意見に、賛成(そう思う・どちらかといえばそう思う)がかなり多かったです。これに対して「差別をなくすには差別を禁止する法律が必要だ」には反対が6割となりました。

	賛成	反対
権利ばかり主張して我慢することができない者が増えている	84.0%	14.3%
思いやりや優しさをみんなが持てば人権問題は解決する	68.6%	29.3%
競争社会だから能力による差が生じるのは仕方がない	66.2%	31.6%
学校では権利より義務を果たすことを教えるべきだ	58.1%	39.6%
社会福祉に頼るより個人がもっと努力する必要がある	54.4%	43.8%
n=1304		
	賛成	反対
人権問題を解決する責任はまず行政にある	40.9%	57.0%
差別をなくすには差別を禁止する法律が必要だ	37.4%	60.4%

ところで、「思いやり」「やさしさ」は、パターンリズム(温情主義)と混同されやすい弱さがあります。例えばハラスメントの被害者に「可哀そうだから思いやりを持って接しましょう」というのは変だ、と思いますよね。被害者は「可哀そうな、助けてもらわなければならない人」になってしまう。これでは、エンパワメントの対極です。「あなたは権利の主体である、あなたの権利を回復しよう」と働きかけられてこそ、エンパワーできるはずです。

国連は2011年に「人権教育および研修に関する国連宣言」を採択しています。この1条1項には「すべての人は、人権と基本的自由について知り、情報を求め、手に入れる権利を有」すること、第2条2項に、人権教育とは「自分の権利を享受し、行使し、そして他者の権利を尊重し守ることができるよう人びとをエンパワーすることを含む」と書

かれています。つまり人権(自分そして他者の持つ権利)を知ることは権利であり、エンパワメントなのです。

## 人権の名宛人はだれ?

ところで私は、授業や研修会で、次のような実験をしています。グループで人権のリストを作ってもらい、その後で封筒を配り、それを実現する責任を持つと思う人の宛名を書いてもらうのです。これは、憲法や国際人権条約の名宛人はだれか、と考えてもらうためです。今年度の学生は、「内閣府」「国会議事堂」「グテーレス事務局長」などを書きました。とある行政職員の研修会では「つれあい」などという回答もありましたが、憲法や国際人権諸条約に書かれた、市民の権利を実現する一義的責務の保持者は「国」なのです。

## 人権教育に求められること

人権教育では、具体的な権利について学ぶことが重要です。そして、自分と他者の権利を知ることがエンパワメントです。これは、権利の主体としての自覚と、大切な社会の一員であるとの自尊心を高めていくことでもあります。

最後に、人権は進化・進展していくものであることもお伝えいたします。世界人権宣言の第2条には「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位」によって差別を受けることはない」と記されています。これは1948年に採択された時点の内容ですから、今なら、障がい、性的志向、性自認、年齢、身体的特徴など、書き加えたいことが多数あるでしょう。反差別法を持っている国・州では、そうした新たな項目が付け加えられています。人びとが必要だと考える項目を付け加えていったからです。人権教育とは本来、一人一人がそうした力を身に付けていくものでなければならぬと考えています。私も引き続き、今回のような学びの機会を作っていきたいと思っています。

# オリンピック・パラリンピック と人権

## ■パネラー

たていし ひろこ  
**建石 真公子**

法政大学法学部教授



## はじめに

今回は、「オリンピック・パラリンピック」と「人権」にはどのような関係があるのか、招致都市と国は大会開催に関してどのような義務を課せられているのかを中心に、特にオリimpiズムについて理解を深めていただきたいと思います。

## オリンピック・パラリンピック 大会における人権課題

最初に人権課題についての具体例をご紹介します。



上段の中央の写真は、2016年のリオデジャネイロ大会で初めて参加した10名の難民選手団です。

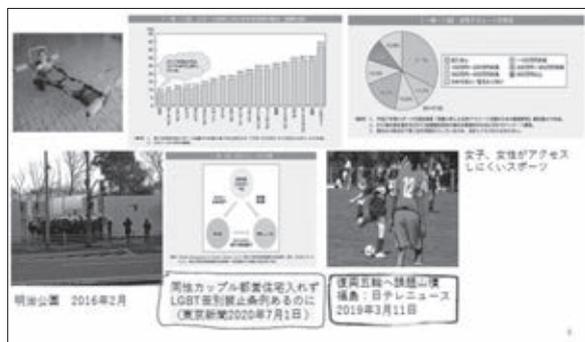
次に、右上の写真は、陸上女子800mで2大会連続金メダルを獲得したキャスター・セメンヤ選手

です。彼女は世界陸連から「男性ホルモンの一つであるテストステロンの値を下げる治療を受けなければ大会に出場させない」と宣言されています。セメンヤ選手は「私が私であることをやめさせることを拒否する」とコメントしていますので、東京2020大会に出場できなくなる恐れがあります。

次に、下段の中央、フィギュアスケートのペアの写真です。左側の男性選手の衣装にご注目ください。セメンヤ選手の問題と同じく、男女別競技の公平性と個人の尊厳、また、男女別である必要があるのか、という問題を提起しています。

次は、左の列の中央と下段の写真を見ていただきます。これはビーチバレーボールの写真で、上が女子、下が男子です。同じ競技にもかかわらず、ユニフォームが全く違うことがお分かりいただけます。ユニフォームとしてビキニを着用することは、2012年から強制ではなくなりました。これにより、上の写真の奥に映っているイスラムの女性選手のようなユニフォームも認められるようになりました。しかし、男性と女性でなぜこのように違うのかという問題は残っています。

最後に、上段の左の写真は、ブラジルのスラム街で日本人指導者が柔道の指導をしている場面です。貧困の中で子どもに希望を与え、結果として選手がリオデジャネイロ大会の柔道女子57kg級で金メダルを獲得しています。ここには、国家間の格差の問題が示されています。実際、リオデジャネイロ大会における国別メダル数は上位10か国が経済先進国です。



上段の中央と右の表は、日本のスポーツ団体における女性役員の割合と女性選手の年収です。女性役員の人数は、先進国の中で日本が最も少ない状況です。女性選手の収入は、収入なしが31%、100万円未満が10%で、10人に4人は、1人で生活す

るのが困難な中でスポーツをしているのです。

下段の中央の図では、女性選手が低栄養、ホルモン不足、骨粗しょう症、無月経になるケースを示しています。左下の写真は、国立競技場建設に際し、ホームレスの強制的な排除に反対する人を警察が取り囲んでいる場面です。

そして左上は、オーストラリアで一般の障がい者が水泳を楽しんでいる様子です。日本もこのようなケアの環境を整えることが望ましいと考えます。

## オリンピック憲章と オリピズムについて

東京都は、オリンピック・パラリンピックを招致したことにより、オリンピック憲章でうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例を採択しました。開催都市がこのように条例等を制定するのは、IOCとの契約により、憲章を遵守する義務を履行するためです。IOCは2009年に国連総会のオブザーバー資格を得ているため、国連の諸人権条約を遵守することが望ましい組織となっています。このことから、オリンピック・パラリンピックでは人権尊重の理念が重要となるのです。

次に、オリピズムについて考えます。

近代オリンピックの誕生には、いくつかの重要な背景があります。

まずは、1880年代のフランスの世相です。「近代オリンピックの父」と呼ばれるピエール・ド・クーベルタン男爵がフランス人ですので、大会には同国の特徴が色濃く反映されています。

当時のフランスは、共和制が確立されつつある時期でした。国歌のマルセイエーズが作られたのもこの時期ですし、公教育の設立や、教育から宗教を排除することが法律で定められたのもこの時期です。しかし、政情が不安定であったことや、普仏戦争の敗北などから、「強いフランスの若者」の養成を目的とした「体育教育」を公教育に取り入れようとする風潮もありました。また、当時のフランスは帝国主義段階に入っていたため、この兵士養成を射程に入れた国家主導の「体育教育」は提唱されていきます。

しかし、これらに対してクーベルタンは「ス

ポーツ教育」の導入を提唱したのです。クーベルタンは、スポーツについて「子どもをただの数として認識するのではなく、自らで考えて動く精神、良識、人格を形成し、子どもを『人』とすることが出来る」ものであると訴えました。

また、当時は各地で戦争や紛争が頻発する一方で国際化が進んでおり、世界には平和を模索する動きもありました。そうした中、クーベルタンは次のように述べています。「『戦争はなくなる』という人を“理想主義者”と呼ぶのではない。戦争の機会を少しずつ減らそうとしていることが大事だ。アスレティズムは平和の役に立つだろう」。

そして1896年、ついにクーベルタンはオリンピックの開催を実現しました。このように、オリンピックは誕生したときから、人権や平和、連帯をオリピズムで提唱していたのです。

## 東京2020大会でどのように オリピズムを実現するか

コロナ禍において、東京2020大会をどのようなものとして実施すればよいのでしょうか。大会を実施すること自体がオリピズムの一つではありますが、万が一、実施できない場合でもオリピズムは実現しなければなりません。大会とオリピズムは別物として考える必要があるのです。

例えば、①東京都人権条例の実効性、②難民選手団の受け入れを見据えた難民の人権保護、③女性の身体の表象に関するマスコミの対応改善、④一般の障がい者のスポーツをする権利、⑤一般市民のスポーツをする権利と環境整備、⑥スポーツ基本法から見た「スポーツ振興＝経済政策」の改善、⑦人種差別、性差別の解消、⑧スポーツ選手のセカンドキャリア（特に女性）、⑨全ての人にとって生涯を通じての楽しい活動としてスポーツにアクセスできるようにすること、など、取り組むべきことはたくさんあります。

人権保護の基盤を整備するのは国や自治体などの公権力です。そして、オリピズムを支えるには、市民の力が大変大きいと考えています。オリピズムの実現について、これからも皆さまと考えていきたいと思っています。

## パネルディスカッション

坂元 茂樹

山本 憲幸

大久保 哲也

阿久澤 麻理子

建石 真公子



### インターネット上での 人権侵害について

**坂元：**ここからは、パネラーの方々と本日、取り上げられた課題についてさらに議論を深めていきたいと思います。

山本さんのご報告の中で、最近の通信技術の発達によりインターネット上での人権侵犯事案が増えているとのお話がありました。この件について、各パネラーにお考えをいただきたいと思っています。

**山本：**スマホやSNSの普及に伴い、インターネット上に名誉棄損やプライバシー侵害に関する情報が載せられたとの人権相談が大変多くなっています。

最近では、いわゆるリベンジポルノに使用される私事性的画像記録や、部落差別情報なども掲載されているとの相談が増えています。2016年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されています。それに加え、今年は新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別に係る相談も大変多くなっています。

全国の法務局で取り扱うインターネットを悪用した人権侵犯事件数は、年間約2,000件に上っています。調査の結果、違法性が認められる場合には、プロバイダ責任制限法ガイドラインに従い、プロバイダ側に情報の削除を要請するなど適切な措置を講じている状況です。

**大久保：**今、ご指摘のあった通り、それぞれの人権課題についてネット上で深刻な人権侵害が

生じていると認識しています。表現の自由との関係はもとより、次々に拡散していくという技術的な問題もあるかと思っています。これに対し、東京都としてもどのように対応していくのか、早急に考えていかなければなりません。把握の方法やその範囲、また、対応を求める対象についてなど、さまざまな課題があると考えており、内部でも検討しているところです。

また、法務局に対しても協力を要請するとともに、将来的な法整備についてもしっかりと対応ができるように求めていきたいと考えています。

**阿久澤：**私は、教育社会学が専門ですので、社会学と教育、それぞれの面から一つずつお話ししたいと思います。

まず、社会学の面からです。差別的な、差別を助長・誘発するような情報が、匿名で発信されソーシャルメディア上でリツイートやシェアを通じてどんどん広がり、いつまでもインターネット上を漂流していくために、人びとの、これら情報との接触機会が増えていくわけです。時間がたつにつれて影響が深刻化することが問題だと思っています。

次に、教育の面から考えます。ソーシャルメディアは、AIの力で似通った人同士が寄り集まっていく性質を持っています。つまり、インターネット上で差別や偏見を助長するようなサイトに入り込んでいった場合、違った意見を持つ人と接触する機会がなくなり、ネット上で似通った行動をする人、つまり、差別的な関心



を持つ人とばかり出会ってしまうことになります。人権教育では、多様な人の意見を聞いて、議論しながら合意を形成しようと教育してきましたが、インターネットにより大きく環境が変わったことが課題だと感じています。

**建石：**私は、憲法と国際人権法の面から考えたいと思います。表現の自由は「ヨーロッパ型」と「アメリカ・日本型」の2つに分かれます。ヨーロッパ型は、民主主義と人権保障の歴史が長い国ということもあり、これらの国々では個人の尊厳を保護するとの観点から、一定の差別的表現を禁止しています。例えば、フランスでは「ガス室はなかった」などの表現をすると処罰されます。あるいは、性差別禁止法に基づき、人種や性別、性的指向に基づくヘイトスピーチを行った場合も、懲役刑を含む処罰が法律で定められています。

日本でもそのような法律があればよいと思われませんが、実際には表現の自由の問題があります。日本は、憲法が制定されるまで表現の自由がなかった国です。明治時代も、出版条例などにより自由な表現が全くできませんでしたから、政府が法律によって表現を制約することに対して、人々は非常に恐れを抱いているわけです。しかし、現在のような状況においては、もっと個人の尊厳を遵守する仕組みが必要だと思っています。ヘイトスピーチにより個人の尊厳が傷付けられた人は、自ら抵抗する力を奪われてしまいます。そのときに「頑張り」「我慢しろ」と本人に言っても何も解決しませんので、制度や法律で処罰する方法が確立されてもいいのではないかと考えます。

**坂元：**インターネットにおける差別事象において

は、匿名表現の無責任さがある一方で、体制批判が禁じられている国では匿名表現の自由も保障されなければならないという、両義性、両輪性があります。この問題は容易に結論が出るものではないと思っています。

## 救済・相談体制の整備について

**坂元：**阿久澤さんのご報告の中で、人権教育の課題として「権利の保持者である市民」と「市民の権利を実現する責務の保持者」との関係が重要であるとのこと指摘がありました。今後、人権教育課題において我々が留意しなければならない課題の一つとして、権利が侵害されたときに救済を求めてアクセスできる機関、あるいは相談体制などの整備が挙げられます。この点について皆さまからご意見をいただければと思います。

**山本：**法務省の人権擁護機関には「調査救済制度」があります。強制力こそないものの、司法手続きとは異なり、簡易・迅速・柔軟・身近な手続きが可能となっているため大変利用されています。最近、特に職場でのパワーハラスメント事案の相談が多くなっています。このようなトラブルについては、中立公正な立場で関与し、両者の関係を改善・修復するなど、良好な職場関係に戻す取り組みを行っているところで。また、調査救済の手続きを通じて、相手に対する理解、共感、思いやりの心を身に付けていただく個別啓発も併せて実施しています。

**大久保：**東京都をはじめ、民間団体の皆さまもさまざまな相談対応や救済の活動を行っています。しかし、人権侵害を受けた当事者の方が、こうした窓口の存在を常日頃から認識して下さっているわけではありません。思いも寄らないところで人権侵害を受けたときに、どこに相談してよいか分からない方々も多いかと思えます。

また、東京都としては当事者の方をさまざまな相談機関につなげていくコーディネートの役割を担うことも重要であると考えています。相談内容に合わせた窓口のご紹介など、しっかりとした支援活動を行うことができるよう、体制の

構築を図っているところです。

**阿久澤：**人権教育（プロモーション）と救済（プロテクション）は、車の両輪のようなものです。人権教育により権利意識を高め、「権利は私のものであり、請求してよいものなのだ」と思える人が増えれば、当然、「何とかしてほしい」と声を上げ、現状を変えていきたいと思う人々のうねりが出てくるものだと思います。これに対して救済があり、そして制度につなげていく方策が非常に重要だと思っています。その意味で、救済機関のようなものも将来的には視野に入ってくるのではないかと思います。

しかし、ここでお話ししたいのが、先ほど最後の方で触れた反差別法に関してです。「差別を禁止する・規制する」とは、「差別的な行為を規制する」ことですから、あくまでも差別をする側の行為の問題であることを、私たちはもっと徹底して理解していくことが重要であると考えています。つまり、「救済」を考えると、問題は「差別をする側にどう考えさせるか」という、「教育啓発」に課題が返ってくるということを付け加えておきたいと思います。

**建石：**私は、人権とは弱い人のためのものであると思っていますので、具体的な救済制度や救済の機関が必要だと考えています。先ほどの話の中で触れられませんが、2024年のパリ市において、ホームレス対策をどのように行っているのかについて少しご紹介します。

フランスには、ホームレス対策として「ホームレス115番」があります。その番号に無料で電話をすれば、すぐに救急車のようにホームレス救済用の車が来てくれます。そして、その車でストップセンターに行くと、暖かい毛布や温かい食事を提供してもらえます。フランスなの

で、ワインが用意されている場合もあるそうです。そして、その後はまた路上に放り出されるのではなく、救済のプロセスに進む支援が受けられます。

他にも、例えばDVの被害に遭い、夜に家の外へ追い出されてしまった人などに対しても同じような救済のストップセンターがあります。つまり、フランスではDVの被害者ならDV救済のプロセスへ、アルコール依存症の人ならアルコール依存症対策のプロセスへと、必ず具体的な救済につなげているのです。

また、パリではアンヌ・イダルゴ市長が2018年から3年連続で、自らホームレスの調査を行いました。実際に夜の街を歩き、どのような場所で何人くらいが、どのように過ごしているのかなどを調査したのです。さらに、パリではここ3～4年、冬になると女性のホームレスを対象にパリ市庁舎の1階のフロアを開放し、一晩、受け入れるという支援を行っています。

日本の行政や自治体にも、今、困っている人に対して具体的に救済するシステムを作っていただきたいと、パリ市の取り組みを見て感じています。

**坂元：**2018年は、世界人権宣言採択70周年であると同時に、人権擁護委員制度70周年でもありました。その70年前の当時、日本において最も重要な人権課題は「村八分」でした。そして今、人権課題は多様化・複雑化し、我々には一層きめ細かい対応が求められるようになりました。

例えば、現在のコロナ禍において、UN Womenのプムズイレ・ムランボ=ヌカカ事務局長が「隠れたパンデミックがある」と言いました。これは、DVを指しています。世界中で外出制限がなされている中で、パートナーと家で過ごす時間が増え、非常に多くの女性がDVに遭ってしまうという問題が発生しています。

現在、DVは人権問題であるとの認識が非常に多くの方々に共有されています。しかし、実は当事者の方々の中には、ご自分が抱えている問題が人権問題であるかどうか、分からないままに相談窓口に来られている方も多くいらっしゃいます。

法務省のみならず地方自治体においては、でき



るだけ人権相談の敷居を低くし、多くの方の相談に乗っていただき「あなたが今、直面しているのは人権問題ですよ」と伝えていただきたいと思っています。そして、「問題の解決方法としてこういうものがあります」などの具体的な支援を積極的に行っていただければと思っています。

実は、70年前の日本では、「人権」と聞いて「human rights」を連想する人はあまりいませんでした。当時は、「人権」と聞くと多くの方が「人絹」、つまり「レーヨン」を連想していました。しかし、現代の日本では、多くの方が「human rights」を思い浮かべます。それだけ、日本でも人権の意識が定着してきているのだと、こうしたことから分かるような気がします。

現代は、実にさまざまな人権問題が起こっています。例えば、パワハラ問題一つを取っても、職務の適正な範囲は何かという、これ自体が非常に難しい問題で、その中でパワハラに当たる

かあたらないかの判断は簡単ではありません。そうした点からも、今、現場で直面するさまざまな人権問題への対応が大変難しいということがお分かりいただけると思います。

今回は、4人のパネリストの方々に、さまざまな角度から人権教育・人権啓発の現状と課題について語っていただきました。オンラインで参加してくださった方々の中には、地方自治体で人権教育・人権啓発の仕事を担当している方も多いかと思います。また、それ以外の分野で人権の伸長、つまり人権を発展させる作業に携わっている方々も、このシンポジウムに参加してくださったものと考えています。今回のシンポジウムが、そうしたお一人お一人に、何かしらのヒントを与えることができたのであれば、全てのパネリストにとって最もうれしいことではないかと思っています。

ご清聴いただきました皆さまに心よりお礼申し上げます。



## 第2部：パネルディスカッション②

# 各地の取り組みから

## 問題提起

### ■コーディネーター

ともつね つとむ

## 友常 勉

(公財)東京都人権啓発センター理事

東京外国語大学教授



## はじめに

私は、東京外国語大学で日本思想史と部落問題を中心にした、日本のさまざまな差別問題について教えています。

第2部パネルディスカッション②の「各地の取り組みから」のコーディネーターを務めさせていただきます。

今回のシンポジウムでは、さまざまな人権課題に対し、全国の人権センターがどのような役割を果たしていくべきかについて、各地の現状と課題をお話しいたします。そして、各自治体の人権教育・人権啓発を進めていくための展望を共有したいと考えています。

まずは、これから3人のパネラーの方々にご報告をいただき、ディスカッションを行うにあたっての視点のようなものをコーディネーターとして提示させていただきたいと思います。

まず、「人権教育のための国連10年」の取り組

みの視点で行われたパネルディスカッション①に対し、このパネルディスカッション②は大きく視点を変えることとなります。こちらでは、各地域の取り組みについて考えていくことを中心に進めます。

しかしながら、具体的な地域の取り組みに関する話は、実は言葉にすることがとても難しいものだと感じています。なぜなら、取り組みそのものが大きなプロセスの中にあるためです。そしてまた、大きな理念の中でさまざまな課題があり、その課題の点検を進めていく中で、常にそれに対応する正確な言葉が見つかるわけでもないと思うのです。それは、人権課題への取り組みが、常にさまざまな試行錯誤の中にあるからだろうと思います。

とはいえ、その難しい課題について、今回は2つのセンターと1つの協会から3人のパネリストの方々にご報告をお願いした次第です。

今回のシンポジウムの中でも、たびたびお話に出ましたが、2000年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、私の専門分野である部落問題の歴史から考えると、同和行政から始まった人権行政の新しい出発点であると感じています。したがって、2000年からの20年間を振り返ることに大きな意味があると思います。

そこで、これまでの取り組みを検証して成果を共有することが、今回のシンポジウム全体の課題となっています。そして、このパネルディスカッション②においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されることで、人権啓発の課題が行政あるいは行政に関わるさまざまな方々に委ねられることになったという経緯を踏まえてディスカッションを進めます。

## 各地の取り組み内容に変化

近年、各地の人権啓発センター、あるいは人権啓発協会は、人権啓発に関する学びとその場を提供することから、体験型や参加型、あるいはより積極的な知識の提供を行い、その知識の内容も現場で作るといった形に変わってきています。

これは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの状況においても、このような形でシンポジウムを行うところにも表れています。こうした形での開催も、一つの工夫です。先ほど、パネルディスカッション①で大久保さんもおっしゃいましたが、シンポジウムがこのように実現されたことに、東京都人権啓発センターの柔軟性や機動性の発揮を見ることができたと感じています。

さて、具体的な取り組みについてですが、現在は、新型コロナウイルス感染症に対する差別や偏見などがあり、人権啓発センターや人権啓発協会には臨機応変な対応が求められています。また、2016年に制定・施行された「部落差別の解消の

推進に関する法律」においても、第6条にあるように、差別事象、モニタリング事象の一端を人権啓発センターが担うことになっています。このように、人権課題に対する取り組みの幅は大変広がっています。

さらに、市民のための人権のまちづくりや、市民自らが主体的に人権について発信し、なおかつ受信をすることを可能にするようなネットワークづくりも期待されています。人権啓発センターや人権啓発協会には、そのネットワークの結節点となることが求められていると思います。

今回は、このような課題があることを念頭に置きながら、各地のご報告をお聞きいただきたいと思います。各地の人権啓発センターや人権啓発協会の成り立ちも異なっています。そこで、その相違を踏まえて、それぞれの取り組みがどのようなもので、現在の課題はどのようなものかをお話いただき、この場で皆さまと共有していきたいと思っています。



## なごや人権啓発センター

### ■パネラー

ひしだ まさみ  
菱田 正実

なごや人権啓発センター  
ソレイユプラザなごや所長



### はじめに

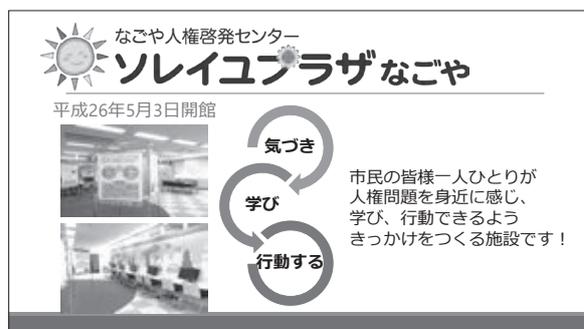
なごや人権啓発センター「ソレイユプラザなごや」は、市民の皆さま一人一人が人権を身近に感じ、学び、行動できるきっかけをつくる施設として、2014年にオープンしました。「ソレイユプラザなごや」は愛称で、「ソレイユ」とはフランス語で「太陽」を意味します。暖かい太陽の光のように、人権の光も全ての人に平等に降り注いでほしいとの願いが込められた愛称です。

### 名古屋市の取り組みとセンター設置の経緯

名古屋市は、1977年に「名古屋市基本構想」を定め、まちづくりの基本理念に「人間性の尊重」を掲げました。この考え方が、その後の名古屋市の人権施策推進の基本理念につながっていきます。近年の取り組みとしては、例えば1998年には「世界人権宣言」50周年に合わせ、「人間性豊かなまち・名古屋をめざして」という市長宣言を行いました。2011年には「新なごや人権施策推進プラン」を策定、2020年にはその後継プランとなる「なごや人権施策基本方針」を策定しました。このように名古屋市では、人権尊重を基本としたま

ちづくりを総合的・計画的に推進しています。

こうした取り組みの中で、名古屋市では「市民が人権尊重の理念を理解・体得するため、多様な機会を提供できる場が必要」との機運が高まってきました。そこで2008年に、「名古屋市人権啓発等活動拠点検討委員会」が設置され、同会の提言をもとに、当センターの事業の調査、基本計画の策定、改修工事が行われました。こうして2014年に、当センターが開館したのです。管理運営については、「人権啓発等活動拠点の提言」の中で「人権啓発の推進にあたっては、行政の果たすべき役割と責任が大きいことから、市が直接関与すること」とされていることから、市直営となっています。



### センターの施設概要と運営状況

当センターでは「展示室」「閲覧室」「研修室」「多目的室」「相談室」を備えています。

「展示室」では、市民の皆さまが自由に観覧でき、職員が説明にあたることで、より効果的な人権学習の機会を提供しています。展示室の常設展示には、タッチパネルを使用して見て、触れて、楽しみながら、子どもから大人まで年齢に応じた内容を学ぶことができる人権学習コーナーがあります。また、様々な人権問題や統計データなどを紹介するパネル展示コーナー、車いすや高齢者などの疑似体験やユニバーサルデザイン製品に触れることができる体験コーナーの他、情報広報コーナーがあります。

「閲覧室」では、人権に関する図書や視聴覚教材の閲覧、視聴、貸出しを行っています。

「研修室」は、人権学習や研修、映画会、セミナー会場として利用する他、人権関係団体や企業の活動の場として利用することができます。

「多目的室」は、グループや個人での人権学習やミーティングなどに利用できるフリースペースとなっています。企画展や、小中学生が制作した人権ポスターの展示なども行っています。

「相談室」では、毎月第一日曜日の人権擁護委員による相談の他、センター職員による相談を随時実施しています。職員による相談は、電話やFAX、メールでも受け付けをしています。

## 人権啓発事業の内容について

当センターにおける2019年度の利用者数は、イベント、社会見学、その他の一般利用者を合計すると33,281人でした。

イベント	人権フェスタ	4,702人
	人権セミナー	561人
	その他	3,217人
社会見学	小中学校	6,102人
	団体・企業等	476人
一般利用	展示室等	18,223人
利用者	計	33,281人

これらの事業についてご紹介します。

まず、イベントについてです。「人権フェスタ」では、憲法週間、人権強調月間、人権週間の時期を捉え、人権に関する講演会や映画会を年3回開催しています。「人権セミナー」は、身近な人権問題について考える機会として、年4回、各回2つのテーマで開催しています。その他、小中学生を対象に車いすバスケットボールの体験などを行う「人権スポーツ教室」も実施しています。

次に、社会見学の一つである「小中学校の校外学習」についてです。当センターはあらゆる世代を対象にしていますが、その中でも特に、次代を担う小中学生に対する啓発に重点を置いています。2019年度には、小学校90校、中学校16校、児童・生徒約6,100名が訪れました。ここでは、人権を分かりやすく伝えるため「人権とは、誰もが持っている幸せに楽しく生活する権利」と伝えています。

具体的な学習としては、例えば、ゲームの要素を取り入れながら自分と他人の感じ方、価値観の

違いについて気づきを促します。また、タッチパネルを用いた学習や、車いす利用者や高齢者の立場を体感できる疑似体験を行っています。通常は6人程度のグループに職員1名が付き、説明をしながら体験や見学などを行います。

## センターの課題と現状

最後に、当センターの課題と現状についてです。

1つ目は「時代に合わせた人権学習機会の提供」です。魅力ある体験教材や展示の方法を検討することが大切だと考えています。現在、東京2020大会に合わせ、障害者スポーツを通して障害者の人権について考える展示や体験を実施しています。

2つ目は「新型コロナウイルス感染症に関連した諸問題への対応」です。現在、事業や校外学習は感染防止対策を徹底した上で受け入れを行っています。展示は手で触れるものが数多くありますので、センターに入場する際の手指消毒に加え、教材であるゴーグルや白杖などは使用するたびに消毒を徹底しています。

3つ目は「SNS等の新たな情報発信策の活用」です。当センターを訪れない方への啓発ツールが必要と考え、TwitterとFacebookを開始しました。

4つ目は「差別や誹謗中傷等の人権問題への対応」です。広報誌、ウェブサイト、メールマガジン、Twitterなどを活用した啓発に加え、イベント参加者への啓発、人権相談を実施しています。

また、名古屋市は「シトラスリボン運動」に賛同しています。これは、愛媛県の市民グループが考案した、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくすための運動です。愛媛県特産の柑橘にちなみ、シトラスカラーのひもなどで「地域」「家庭」「職場 (or学校)」を表す3つの輪をかたどったりボンやロゴマークを身に付けます。これを通して、感染者やその家族、医療従事者、エッセンシャルワーカーの方々が地域に帰ってきたときに、笑顔で温かく迎えようとの思いを広めるものです。現在、この運動は全国に広がっており、当センターでも引き続き広報啓発に取り組んでいきます。

## (公財)兵庫県人権啓発協会

### ■パネラー

たなか ひろただ  
**田中 宏忠**

(公財)兵庫県人権啓発協会専務理事



### はじめに

当協会は、1991年に当時の兵庫県と市町がほぼ対等な立場で設立された団体です。行政のみで、しかも県と市町が対等な立場で設立した団体は、全国的にも珍しいと聞いていますので、当協会の特長の一つであると考えています。事業としては、人権に関する研修、啓発、研究、相談、県立のじぎく会館の管理運営を行っています。今回は、人権啓発を中心にご報告させていただきます。

### 兵庫県の人権啓発の取り組み

兵庫県では、「人権文化をすすめる県民運動」に取り組んでいます。人権尊重が文化として定着し、県民の誰もがお互いを認め合いながら共に生きる共生社会の実現を目指そうというものです。

ここで私たちが大切にしているのは、「人権文化」という理念です。例えば、多くの日本人は家に入るときには靴を脱ぎ、食事ではお箸を使いますが、これは特に意識したものでなく、ましてやそのことが文化であるなどと考えることもない、まさに、日常の自然な行動と言えます。しかし、外国人の方にとってはそれこそが日本の文化であ

ると感じるものです。つまり、「人権文化」とは普段から特に意識することなく、自然に相手の立場や人権を思いやることのできる社会を作っていくたいとの願いを込めた理念なのです。

兵庫県ではこうした理念を踏まえ、2001年に人権啓発の基本的な方向を示す「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、人権啓発事業のよりどころにしています。

### 具体的な人権啓発事業について

それでは当協会の具体的な事業についてご報告します。

まず、イベントによる啓発として「ひょうご・ヒューマンフェスティバル」を開催しており、毎年2,000～3,000人の方にご参加いただいています。2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から人を集めての開催はできなかったため、インターネット上で「ひょうご・オンライン人権フェア」を開催しました。コンテンツとして、多くの方々の人権メッセージを掲載するとともに、「ありがとう」の気持ちを広める「#Thanks バトン」という仕掛けも仕込んでいます。ぜひ一度検索していただければと思います。



また、毎年12月に人権週間の意義の周知を図るイベントとして「人権のつどい」を開催しています。毎年400～500人の方にご参加いただきますが、やはり2020年度は定員を大きく削減し、講演のテーマもコロナ差別に関するものとなりました。

次に、紙媒体による啓発として、「人権ジャーナルきずな」を毎月28,000部発行して県民に提供しています。毎月テーマを決めて専門家に寄稿していただいたり、地域の実践活動を分かりやすく紹介しています。

さらに、映像を活用した啓発も行っています。当協会では毎年、自主事業として人権啓発ビデオを制作しています。今年度は「超高齢化社会とひきこもり（8050問題）」をテーマとし、『カンパニュラの夢』と題した作品を制作しました。

また、スポーツを身近なものとして感じていただけるよう、阪神タイガースやINAC神戸レオネッサと連携した啓発にも取り組んでいます。

さらに、さまざまな広報媒体を活用した啓発にも努めています。例えば、年2回の新聞広告の掲載や、短時間ではありますがラジオ放送を活用した啓発、兵庫県のマスコットである「はばタン」を活用した啓発などがあります。また、街ゆく人たちにも何とか啓発したいとの思いから、県下でも有数の人通りがある「三宮センター街」の大型スクリーンも活用しています。



こうした個別の啓発事業はもちろんですが、その他、県下の各市町や人権団体と連携したネットワークづくりを図ることも非常に重要だと考えています。現在、市町をはじめ、44の運動団体、17の県関係機関が参加する「ひょうご人権ネットワーク会議」を開催しています。

## 今後の課題と啓発以外の事業

課題として、大きく2つのみ提示します。1つ目は、ウィズコロナ時代における対応を含めた時宜に応じた今後の人権啓発事業の在り方です。2つ目は、事務的な課題として、人権啓発事業の費用対効果の検証です。これは、常に苦しんでいる課題です。

次に、今回は啓発以外の事業についてもご報告させていただきます。

まず、県職員研修と市町職員研修についてで

す。県職員研修は、毎年1,000人を超える職員を対象に研修を行っています。市町職員研修も、人権担当者の方々に対して年3回研修を行っています。しかし、2020年度はリモート研修に置き換わっています。こうしたリモートによる研修または啓発は、マイナスとしてとらえるばかりではなく、一つオプションが増えたと同様に捉え、今後の新たな啓発や研修に生かしていきたいと考えています。

次に、企業研修についてです。こちらも年3回で、1回目は経営者クラス、2回目は部長クラス、3回目はより実務に近い方々を対象とした研修を行っています。2020年度の1回目は中止となりました。

また、モニタリング事業も実施しています。特に、2020年度はコロナ差別に関する検索を新たに対象として追加しており、県下自治体での導入を目指し市町職員への研修も実施しているところです。

次に、人権研究事業についてです。毎年1冊、「研究紀要」を作成するとともに、5年に1度、「人権に関する県民意識調査」を実施し、その結果を踏まえた「人権啓発テキスト」を作成しています。

## 震災からの復興を経験して

例年であれば、12月には神戸の街に神戸ルミナリエの灯りが輝くはずでしたが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。この神戸ルミナリエは、今でこそ観光イベントのようになっていますが、もともとは1995年の阪神・淡路大震災で犠牲になられた方々の鎮魂を願って始まったものです。改めて、震災当時の全国からいただいたご支援に対して感謝申し上げます。

実は、「はばタン」ももともとは震災からの復興を目指した兵庫県のシンボルとして誕生したものです。当協会では、このはばタンに「STOP！ コロナ差別」と書いたハートマークを持たせたロゴマークを作り、活用していく予定です。

今後も、コロナ差別を含めたあらゆる差別をなくし、「人権文化」にあふれる共生社会の実現を目指し、さまざまな人権啓発に取り組んでまいります。

## (公財)東京都人権啓発センター

### ■パネラー

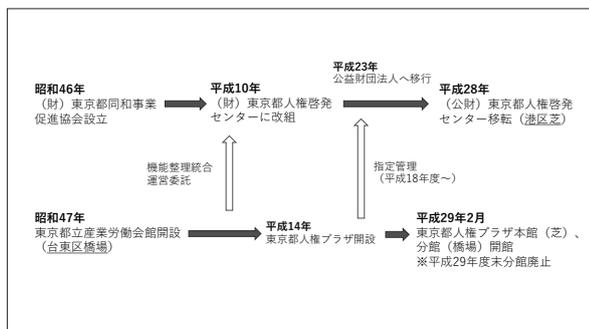
むらおか のりあき  
**村岡 教昭**

(公財)東京都人権啓発センター専務理事



## センター設立の経緯

当センターは、1971年に財団法人東京都同和事業促進協会として設立しました。その後、1996年に同和対策事業が一般対策に移行されたことに伴い、東京都の人権施策も同様に人権施策一般へと移行し、これを契機に、1998年、東京都産業労働会館の機能も統合する形で、財団法人東京都人権啓発センターに改組しました。その後、2011年に公益財団法人の認定を受け、2019年には、東京都から政策連携団体に指定され、現在、都庁グループの一員として、人権課題の解決に資する提案などを積極的に行っているところです。



## センター設立の目的と機能

設立の目的として、定款には「同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施し、都民の人権意識の高揚を図ること」と規定されています。現在、東京都では17の人権課題を設定していますので、当センターも都庁グループの一員として、この17の人権課題の解決を目指して創意工夫をしながら活動しているところです。

次に、当センターの機能についてです。大きな特色であり強みとしているのは「専門性」「現場性」「機動性」を兼ね備えている点です。人権課題について、時機を失することなく取り上げるとともに、都民のニーズにきめ細かく対応したオーダーメイド型の事業を展開しています。

これに加え、人権問題を専門とする大学の研究者やNPO団体などとのネットワークを、幅広く有していることも強みです。

今後、ますます複雑化・多様化するであろう人権課題の解決には、これらの強みを存分に生かし、さまざまな分野の方々に引き続きご協力をいただくことが不可欠であると考えています。

また、当センターの重要な枠組みとして、「東京都人権プラザ」の運営を、東京都から指定管理者として受託している点が挙げられます。現在、当センターの収入の41%を占める委託費を財源として運営を行っており、事業の重要な柱となっています。他方、52%を占める東京都からの運営補助費、7%を占める自己収入などにより、当センター独自の事業を展開する関係となっています。

このように、東京都と連携を図り、より効果的、効率的な人権施策を進めています。

## 主な事業について

まず、普及啓発事業の「人権実務担当者講座」についてです。2020年度の新規事業で、区市町村、企業、社会福祉法人などの人権研修担当者を対象とし、あらかじめ講座内容を記載したシラバスを提示して、年11回、各2時間30分程度の講義を実施しています。年間を通じた受講により、専門的、体系的に人権課題や解決方法を習得できます。

また、毎週土曜日の朝8時20分から5分間、TBSラジオで『人権TODAY』という番組を放送中です。当センターのホームページにアーカイブを載せていますので、ぜひご覧ください。

さらに、「小・中・高等学校の受け入れ並びに訪問」ですが、近年は、修学旅行生の受け入れが多く、4月下旬から6月上旬までは、ほぼ毎日のように受け入れており、2019年度は40校を超えました。もちろん都内の学校についても、訪問で42校、受け入れで12校の実績があります。

次に「出版事業」についてです。『TOKYO人権』という冊子を、年4回、各17,500部発行しています。これまで8ページでしたが、子どもを対象にした記事などを増やし、2020年11月発行号から12ページに拡充したところです。主に都内の学校や図書館などに配布していますが、ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

講演・講座・研修事業としては、「人権問題都民講座」を、さまざまな分野の専門家により、当センターのセミナールームで毎年6回開催しています。2020年度はコロナ禍により5回となりました。2021年度も、5回の予定とし、オンライン配信を活用して実施します。

また、当センターが委嘱している研修講師を自治体や企業の人権研修に派遣する「人権研修講師出張事業」を行っています。各団体の要望に合わせ、テーマや内容などを綿密に打ち合わせした上で実施しています。最近では、ハラスメント対策やLGBTなどをテーマにした研修が増えました。2019年度は、派遣回数が330回、受講生が25,581名でした。

さらに、当センター内の展示室を活用して「展示室事業」を行っています。2019年度は、年3回合計285日間にわたる企画展と、1回11日間の特別展を実施しました。直近では、性暴力被害をテーマに「性暴力サバイバーフォトプロジェクト STAND & STAND Still写真展」を開催しました。期間中、3回の予定でしたが、2回の講演会等を開催しました。



## 課題と今後の展望

当センターは、人権教育・人権啓発の効果を高めるため、「参加型」「体験型」「発明型」の事業を行う施設への転換を図っており、12月中旬にリニューアルオープンする予定です。まずは、2020年度から3年間、継続的かつ計画的に、障害当事者の発想を源にし、サポート用具や楽器など具体的な成果物を展示し、体験を通じて新たな発明につなげるといった事業を、民間団体とのタイアップで展開します。2021年度は、6回の発明イベントも企画しています。

また、今回のコロナ禍を通じ、来館していただくだけでなく、ICTを活用して積極的に発信していく機能の充実や、現場に出向くアウトリーチのアプローチを、より充実させることの重要性を痛感しました。今後は、情報の発信力をより強化し、都民の学びのニーズを確実にキャッチして即応していく「双方向性」に重きを置いた事業展開を図っていきます。タイムリーに情報を発信することで、人権に関する情報の集積につなげる循環の環境づくりに注力していきたい考えです。

人権という課題は、固い難しいイメージがあるので、敷居を下げつつ、啓発効果を高める必要があります。そのためにも情報の収集力と発信力を充実させて、認知してもらい人権啓発のクオリティアップサービスの向上を図っていきます。

これらと併せ、人権教育、人権啓発に積極的に取り組んでいる民間団体の知恵や発想、手法などを相互に活用することも欠かせません。東京都の各部署や区市町村をはじめ、国や他の自治体、企業とのネットワークをより強化するとともに、時代にマッチした事業を展開していきます。

さらに、当センターは東京都の政策連携団体であるという強みを最大限に発揮し、東京都の人権啓発の総合窓口として、人権尊重の理念が、これまで以上に広く確実に都民に浸透する社会を目指したいと考えています。こうした取り組みを通じて、「インクルーシブシティ東京」の実現に寄与し、新たな日常を共有する活気あふれる東京を目指すとともに、この動きを全国に広めていきたいと考えています。

## パネルディスカッション

友常 勉  
菱田 正実  
田中 宏忠  
村岡 教昭



### パネリストの発表を受けて

友常：私は、このパネルディスカッション②の打ち合わせのために、事前に名古屋と兵庫に足を運ばせていただきました。その際、名古屋ではちょうど小学生の疑似体験学習が行われていたのですが、それを見て大変驚きました。私はそれまで、疑似体験の様子を見る機会があまりなく、1995年に阿久澤さんのお招きで伺った、ヒューライツ大阪での疑似体験の見学が最後でした。それから二十数年がたち、今では人権関連団体だけでなく、各自治体で疑似体験が行われている様子を見て、この間に行われてきた人権行政が確かなものであったとの手ごたえを感じたのです。

また、兵庫ではのじぎく会館の運営の様子を見ることができました。実は、私たちのような部落史研究をしている者からすると、のじぎく会館というのはとても有名な施設なのです。さまざまな部落史研究会が開催されていますし、部落史の出版物も豊富に所蔵されているためです。兵庫は、部落問題に関して歴史的な厚みを持った地域です。「人権文化」という言葉にも、相応の厚みを感じています。

また、東京に関しても、今回、取り組みに関する方向性をはっきり示していただいたと感じています。

3つの施設は、それぞれ表現は違っていても方向性は共通しているのではないかと思います。それは、これまでさまざまな変遷があった人権行政の歴史を踏まえた方向性です。人権啓発セ

ンターや人権啓発協会が取り組んでいく課題とは、そうした歴史を踏まえた責任あるものなのだと感じました。

### パネリストに聞く3つの課題

友常：それではここから、3人のパネリストに3つの課題についてお聞きします。

まず1つ目は、人権課題に対する取り組みの評価をどのように測定するのかについてです。やはり、次年度の計画や予算などを検討する際には、取り組みの成果を可視化することも必要だと思いますので、これをどのようにされているのかについてお聞きしたいと思います。

2つ目は、事業規模の拡大やニーズの増加に対してどのように対応していくのかについてです。現在、人権課題は多様化・複雑化しつつありますので、これにどう対応するのかをお聞きしたいと思います。

3つ目は、質的転換を求められている人権啓発活動にどう対応するのかについてです。当事者との協働やアウトリーチ、体験型の啓発を増やすなど、取り組み内容の変化にどう対応していくのかについてお聞きしたいと思います。

### なごや人権啓発センターより

菱田：まず1つ目の、評価の基準についてです。名古屋市では、市の総合計画の中で人権施策にかかる成果指標の一つとして「当センターの利用者数」を挙げています。当センターとしても、

子ども時代に学んだり体験したりしたことは強く印象に残り、成長過程においてしっかり身に付いていくものであると考えていますので、校外学習の利用者数を特に重視しています。また、校外学習が終わった後、学校に戻った子どもたちにアンケートを書いていただくのですが、そこに書かれた子どもたちの生の声も非常に大切にしています。

次に、2つ目のニーズの拡大への対応についてです。人権啓発の重要性はますます拡大していくところですが、地方自治体から見ると、職員数や予算の増加はなかなか難しいのが現状です。やはり職員としては、現在の事業の効果をよく検証し、限られた予算の中でいかに効果的な事業を実施していくのかが問われるところです。職員一人一人が知恵を絞り、どのような対応をすることがセンターに求められているのかを、一人一人が考えていくことが必要であると考えています。

最後に、3つ目の啓発事業の質的転換についてです。先ほどセンターの特徴としても挙げた体験型の活動について、校外学習では引き続き教育委員会と連携していくとともに、疑似体験ができるセンターの強みをより一層生かしていきたいと考えています。

また、アウトリーチについては、企業や地域団体に対して講師の派遣を実施していますので、今後は派遣の依頼がない企業や団体に対してもアプローチしていきたいと考えています。

さらに、センターに来られない方に対する啓発として、インターネットを通じた取り組みについても検討を進めていく必要があると考えています。



## (公財)兵庫県人権啓発協会より

**田中:** まずは、評価の測定についてです。切り口としては2つあると考えています。

1つは、個別の事業に対する評価です。例えば、フェスティバルや研修に何人集めたのかを評価と呼ぶならば評価も非常に簡単なことです。また、アンケート結果でも「非常に良かった」との回答が9割を超えますが、これには一つ落とし穴があります。アンケートに答えてくださる方は、すでにその事業についてよいイメージを持っているケースがほとんどなのです。ですから私たちは、こうしたアンケートの結果にはバイアスがかかっていることを常に意識した評価をしているところです。

もう1つの切り口は、個別の事業と併せて県民全体の意識のトレンドからも、事業の効果を見ることです。兵庫県では、1998年から県民の人権意識調査を実施しており、ようやくある一定の傾向を見ることができるようになってきました。例えば、調査の中で「今の日本は人権尊重社会ですか」との質問をしたところ、肯定的な回答は10年前は4割ほどしかなかったのですが、直近の調査では5割半ばまで増えています。

また、「人権講演会や研修会に参加することで人権尊重の意識は高まっていますか」との質問では、「そう思う」の回答が「そう思わない」の3倍ほどに上りました。直近の調査では、それがさらに3.5倍ほどになっています。こうした意識の変化もしっかりと捉えて事業を行っていきたいと思います。

次に、事業規模の拡大についてです。事業を拡大する必要が生じている今の状況の根底には、人権課題の多様化があると考えています。しかしながら、やはり財政的なことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業規模自体の拡大はなかなか難しい状況で、2021年度の予算もある程度カットされることが分かっています。その中でどのように工夫していくのが課題です。

私としては、人権課題はそれぞれ多様な現れ方をしますが、基本的に根っこの部分は同じであるうとの認識を持っています。だからといって

全てに効く万能薬があるわけではない点が非常に難しいところです。

また、人権課題の多様化に関連して考えると、例えばLGBTについては新たな人権課題といわれていますが、実は決して新しいものではないとの意識を持っています。従前から存在していた課題が、ここ数年で顕在化してきただけではないかと考えています。

私たちのような人権に携わる者にとって最も大切なことは、こうした方々の存在や、彼らの隠れた苦しみなどをいかにキャッチしていくかだと思っています。そうした目を持って常日頃の業務にあたるのが本来の使命ではないかと考えています。

最後に、啓発事業の質的転換についてです。兵庫県の一つの特徴として、全国に700～800存在する隣保館の1割以上が兵庫県内に設置されている点が挙げられます。今後、各市町にある隣保館との連携を図り、積極的な人権啓発に努めていけたらと考えています。

## （公財）東京都人権啓発センターより

村岡：まずは、成果の評価についてです。アンケートについては、やはり兵庫県の田中さんがお話しになった通り、もともと関心のある方が書いてくださるので、当然よい結果が出ることになります。評価するというのは非常に難しい問題だと考えています。

この点で、当センターでは「双方向性」がキーワードになると考えています。情報の発信を行うごとに必ずフィードバックして評価し、それを事業に生かしていくことが大事であると思います。

また、現在、当センターでは中期計画を作っておりませんので、今後は早急に策定し、次の事業あるいは次の中期計画に反映していくことを考えています。そうした計画的な事業の展開を図ることの中で、しっかりと評価していくことが重要ではないかと考えています。

次に、事業規模の拡大についてです。実際、当センターにおいても事業規模はかなり拡大している状況です。それらの業務に当たっているの

は「専門員」と呼ばれる職員たちですが、これまで当センターでは、専門員の個人的なパワーに頼っているところがありました。過重労働になっていることもあり、まずは事業の優先順位をつけることが大事だと考えています。そして、今後ますます事業が拡大することを考えると、今の状況では厳しいとは思いますが、人員の増員についても検討が必要になると思っています。それとともに、やはり大事なものは個人の力だけではなく組織の力で取り組むことです。「組織化」がキーワードです。今の仕事の仕方を少しずつ変えていくことも必要ではないかと考えているところです。

最後に、人権啓発事業の質的転換についてです。東京都人権プラザは、2020年12月にリニューアルオープンいたします。より、体験、創造、発明という事業の質的転換に対応できる施設にしていきたいと考えています。これに加え、ネットワークづくりをさらに強化し、連携していくことが質的転換の力になるのではないかと感じています。

さらに、もう一つ力を入れようと考えているのは、学校、企業、区市町村の指導者に対する教育啓発活動です。こうした事業に力を入れていくことが、啓発活動の質的転換にもつながっていくと考えています。



## まとめ

友常：皆さまのお話を伺い、私たちが向かっている方向には一つの共通性があると感じました。例えば「双方向性」や、「物理的な予算の制約の中での工夫」などが挙げられます。それらは全

て、どのように一人でも多くの市民に啓発活動を行うかということだと思います。やはり、受け皿としての市民が増えていかない限り、啓発の課題は増えるばかりだと思います。3人のパネリストの皆さんは、実はそのことをおっしゃっているのだと思います。どのように人権啓発の思想や文化を社会に広めていくかが重要だと思っています。

もう一つ印象的だったことは、兵庫県の田中さんがおっしゃった「人権課題の根っこの部分は同じ」というお言葉です。この体験あるいは感覚は、私たちの専門ジャンルでいうと「インターセクショナリティ（文化交差性）」といいます。例えば、一人のマイノリティが人種を理由とした差別発言を受けているとします。しかし、表面的には人種差別であっても、そのバックグラウンドには性差別があったり、教育リテラシーの差別があったり、経済的な貧困に対する差別があったりします。そうしたことが一つの事件の中に重層的かつ複合化して存在しているのだと思います。

したがって、最終的にはそのマイノリティとどう向き合えるか、差別事件とどう向き合える

か、差別事象と向き合えるかということになります。その点において、私たちは姿勢を変えないというのが一つの立場であると感じています。それは、結果的に法務省が提起している17の課題に分化していくのだろうと思いますが、やはり、各地で具体的に啓発活動に取り組んでいる啓発センターや啓発協会のそれぞれの力が非常に重要です。

最後に、まとめをさせていただきます。

本シンポジウムは1回目の開催ですので、2回目を開催する際には、もっと多くの啓発センターや啓発協会の方々にご参加いただけるようにしたいと思います。本シンポジウムは、全国各地のさまざまな経験を共有できる場であり、その中から何らかのアイデアを見つけることができる貴重な場であることを強調しておきます。

私は、本シンポジウムにおいてこのことを実感することができました。このパネルディスカッションの成果は、確実にあったのではないかと考えています。3人のパネリストの皆さん、ありがとうございます。

ご清聴いただきました皆さまにも、改めてお礼申し上げます。



## 閉会あいさつ

(公財)東京都人権啓発センター  
なかがわ けいいち  
事務局長 中川 恵一

第1回シンポジウム「人権教育・人権啓発の現状と未来」の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、今回ご参加いただいた皆さま方におかれましては、長い時間にわたりご視聴いただき誠にありがとうございます。

そして、基調講演をいただきました田中先生、コーディネーターをお務めいただき、パネルディスカッションの議論を非常に有意義なものとしていただきました、坂元先生、友常先生、さらに、ご登壇いただきました各パネリストの皆さま方に、改めて心より厚く御礼を申し上げます。

さて、今回のシンポジウムを振り返りますと、冒頭で小池東京都知事からのビデオメッセージに続きまして、田中先生より『『自由』を生き抜くために若者が『人権』を学ぶということ』と題してご講演をいただきました。まさに、若い方々にとって自由な社会を生き抜いていくとはどういうことか、そしてそのために必要になる人権的な学びとはどのようなことなのかなど、若い世代はもちろん、すべての世代の方々にとっても極めて示唆に富んだ内容をお話しいただきました。

続いて、2部にわたるパネルディスカッションを展開いたしました。

このうち、坂元先生にコーディネーターをお務めいただいたパネルディスカッション①では、「人権教育・人権啓発の現状と課題」をテーマに、活発にご議論いただきました。

まず、行政分野のお立場から、山本様、大久保様より、それぞれ、国及び都における人権啓発・教育の現状について、最新の情報も交えながら詳しくお話をいただきました。

他方、学術分野のお立場からは、まず阿久澤先生に、主に日本における人権の理解の実情をベースとし、次いで建石先生に、オリンピック・パラ



リンピックとの関連において、日本における人権教育・人権啓発の現状・課題などについてそれぞれ発信していただくとともに、さまざまな角度から活発に意見を交わしていただきました。

まさに、東京、日本、そして世界における人権教育・人権啓発をとりまく潮流やその課題、そして今後の展望などについて、専門的かつマクロな視点からご議論いただきました。今後の人権教育・人権啓発の在り方を探る上で、大変有意義な内容でした。

パネルディスカッション②では、友常先生にコーディネーターをお願いし、「各地の取り組み」を軸にご議論いただきました。

菱田様、田中様より、それぞれ地元が抱える現状・課題などについてご報告いただき、併せて、当センターの村岡より、東京にかかる同様のご報告をさせていただきます。

パネルディスカッション①のマクロな議論に対し、地域に密着した、いわばミクロな観点から意見を交わしていただきました。今後、全国各地の人権啓発センターや人権啓発協会の「横の連携」が極めて重要になってくると認識しています。今回のシンポジウムは、全国各地の人権啓発センターや人権啓発協会が、地域の人権を守る上で不可欠な組織・機関として、共に手を携えて力強く事業を展開していくきっかけになると自認しており、ご視聴くださっている皆さまにも、多くの示唆に富んだ内容であったのではないかと拝察します。

最後に、今回のシンポジウム開催にあたり、格段のお力添えを賜りました関係者各位に、衷心より感謝を申し上げますとともに、次回以降のシンポジウムの開催につきましても、今回に倍してご協力いただきますことを切にお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

改めまして、本日は誠にありがとうございました。

# 人権連続講座2020

## ～オリンピック・パラリンピックに向けて～

オリンピックはもともと、スポーツを通じた人間育成と世界平和のために誕生した祭典で、人権と深い関わりがあり、「オリンピック憲章」の根本原則には、人権の尊重が謳われています。また、様々な障害のあるアスリートたちが限界に挑むパラリンピックは、人間の多様性を認め、共生社会を具現化するための重要な契機となるものです。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際して、オリンピック・パラリンピックと私たちの社会との関わりやそのレガシー等について、人権の視点から考える人権連続講座を開催しました。

### 第1回 「スポーツと共生社会～東京2020大会を迎えるにあたって～」

日時：令和2年1月30日（木）18：45～20：30  
講師：舛本 直文  
（首都大学東京オープンユニバーシティ特任教授）  
場所：東京都人権プラザ セミナールーム  
内容：人種や民族、地域格差など、オリンピック・パラリンピックをめぐる様々な問題を人権の視点から解説。大会後のレガシーについて考える。

### 第4回 「スポーツが与える『生きる力』」

日時：令和2年6月27日（土）14：00～16：00  
講師：平山 譲（作家）  
場所：東京都人権プラザ セミナールーム  
内容：“人生の壁”に突き当たった者たちがスポーツに出会うことで人生を再び切り開いていく姿を描き出してきた講師とともに、スポーツが与える「生きる力」について考える。

### 第2回 「『見えないスポーツ図鑑』体験会」

↓  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

日時：令和2年2月22日（土）14：00～16：00  
講師：伊藤 亜紗  
（東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授）  
渡邊 淳司  
（NTTコミュニケーション科学基礎研究所上席特別研究員）  
場所：港区立御田小学校 体育館  
内容：視覚障害者と一緒にスポーツを体感的に観戦する新しい方法について、体験しながら学ぶ。

### 第5回 「スポーツ漫画の系譜学」

日時：令和2年8月7日（金）18：45～20：30  
講師：吉村 和真（京都精華大学副学長、マンガ学部教授）  
場所：東京都人権プラザ セミナールーム（同時ライブ配信）  
内容：『サインはV』『アタックNO.1』など1964年のオリンピック東京大会開催後に人気を博したスポーツ漫画を題材に、社会の変化とサブカルチャーの関係について人権の視点から考察。文化的レガシーの一側面を学ぶ。

### 第3回 「希望の義足～ルワンダの復興とパラリンピックへの道～」

日時：令和2年5月30日（土）19：00～21：00  
講師：ルダシングワ 真美（義肢装具士）  
岩堀 滋（朝日新聞記者）  
ゲスト：椎名 誠（作家）  
場所：ライブ配信（YouTube公式チャンネル）  
内容：単身アフリカへ渡り、大虐殺からの復興を成し遂げたルワンダで、これまでのべ9000人に無償で義足等を提供してきた女性義肢装具士による講演と対談。

### 第6回 シンポジウム 「人権教育・人権啓発の現状と未来」

日時：令和2年11月7日（土）13：00～17：00  
講師：田中 優子（法政大学総長）ほか  
場所：東京国際フォーラム ホールD7（ライブ配信）  
内容：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に人権教育・人権啓発をより前進させるため、現状と課題を検証し、今後の展望を探る。

## YouTube公式チャンネルのご案内

動画配信サイトYouTubeに、公益財団法人東京都人権啓発センターの公式チャンネルを開設しております。本シンポジウムの記録動画をご覧いただけます。

URL:<https://www.youtube.com/channel/UCc7UZAIQH7QZdckjJhL7miA>



令和2年度人権啓発行事  
(人権連続講座2020～オリンピック・パラリンピックに向けて 第6回)

## シンポジウム「人権教育・人権啓発の現状と未来」報告書

---

2021(令和3)年2月 発行

制作：株式会社トライ

編集・発行：公益財団法人東京都人権啓発センター

〒105-0014 東京都港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階

TEL 03-6722-0085 FAX 03-6722-0084

<https://www.tokyo-jinken.or.jp/>